

令和6年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第106号「新丸山ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について」 … 1

◎所管事項

- (1) 「令和6年版県政レポート（案）」について（関係分） …17
- (2) 令和6年能登半島地震をふまえた県土整備部の取組について …43
- (3) 三重県建設産業活性化プラン2024 R6取組内容について …55
- (4) 三重県流域下水道地球温暖化対策計画（仮称）素案について …77
- (5) 三重県流域下水道事業経営戦略改定について …87
- (6) 木曾川水系連絡導水路事業について …95
- (7) 予防保全型インフラ老朽化対策の推進について …105
- (8) 審議会等の審議状況について …119

《別冊》

・ 別冊1 三重県流域下水道地球温暖化対策計画（仮称）素案

・ 別冊2 三重県流域下水道事業経営戦略

令和6年6月21日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

(1) 議案第106号

「新丸山ダム建設に関する基本計画の変更に対する意見について」

目 次

1. 流域の概要・現状
2. これまでの経緯
3. 事業の目的及び計画内容
4. 三重県への効果
5. 新丸山ダム建設事業に伴う負担割合および負担額
6. 事業費・工期の見直し
7. 事業費の変更内訳
8. 主な変更内容
9. 今後の予定

議案概要

議案第106号

国土交通大臣が新丸山ダム建設に関する基本計画を変更することについて同意する。

●提案理由

知事が意見を述べようとするときは、特定多目的ダム法第4条第4項の規定に基づき議会の議決を要する。

2

●変更内容

1 建設に要する費用及びその負担に関する事項

「約 2,000 億円」を「約 4,100 億円」に改める。

2 工期

「昭和 55 年度から平成 41 年度(令和11年度)までの予定」を「昭和 55 年度から令和 18 年度までの予定」に改める。

流域の概要・現状

木曾川は幹線流路延長229km、流域面積5,275km²の日本有数の大川。



位置図



既設丸山ダム(昭和31年3月完成)

木曾川の流域概要

流域面積	5,275 km ²
幹川流路延長	約 229 km
流域市町村数 ^{※1}	20市 13町 4村
流域市町村人口 ^{※1,2}	約 235 万人

※1流域市町村

- (長野県) 上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村
- (岐阜県) 高山市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、郡上市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、関市、各務原市、岐阜市、岐南町、羽島市、海津市、笠松町
- (愛知県) 犬山市、江南市、扶桑町、一宮市、稲沢市、愛西市、弥富市
- (三重県) 桑名市、木曾岬町

※2出典：平成27年国勢調査(総務省)



木曾川流域図

これまでの経緯

- 昭和 55 年 4 月 実施計画調査着手
- 昭和 61 年 4 月 建設事業着手
- 平成 2 年 5 月 基本計画策定
(事業費：約 1,800 億円 工期：平成 14 年度)
- 平成 17 年 6 月 **第 1 回 基本計画変更**
(工期：平成 28 年度)
- 平成 27 年 2 月 付替道路工事着手
- 平成 27 年 7 月 **第 2 回 基本計画変更**
(事業費：約 2,000 億円 工期：令和11年度)
- 令和 3 年 12 月 **ダム本体工事着手**
- 令和 6 年 6 月 **第 3 回 基本計画変更のための議案提出**
(事業費：約 4,100億円 工期：令和18年度)

今回

事業の目的及び計画内容

(1)新丸山ダムの事業目的

度重なる洪水や渇水の被害が発生していることから、既設丸山ダムの再開発により、**洪水調節機能を増強**させ、木曾川中下流部の洪水氾濫から人々の暮らしを守ると共に**流水の正常な機能の維持及び発電**を行う。

(2)計画内容

<洪水調節>

戦後最大の昭和58年9月洪水と同規模の洪水に対して、基準地点犬山において約 $3,200\text{m}^3/\text{s}$ の流量を低減させる。

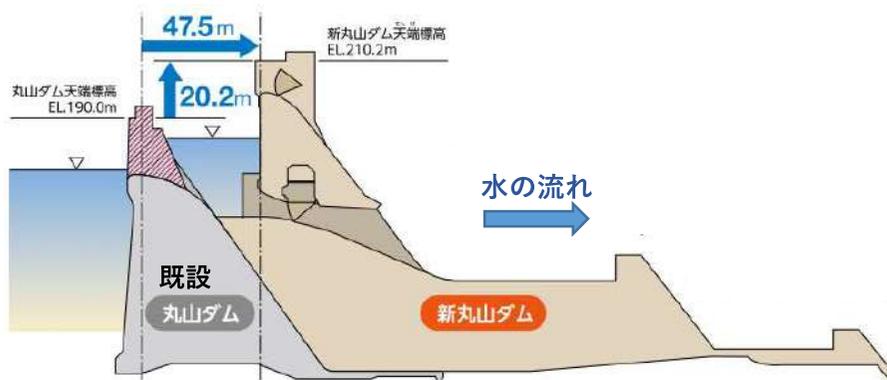
<流水の正常な機能の維持>

1,500万 m^3 の容量を用いて既得用水の取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水を確保する。

<発電>

既設の丸山発電所及び新丸山発電所において発電を行う。

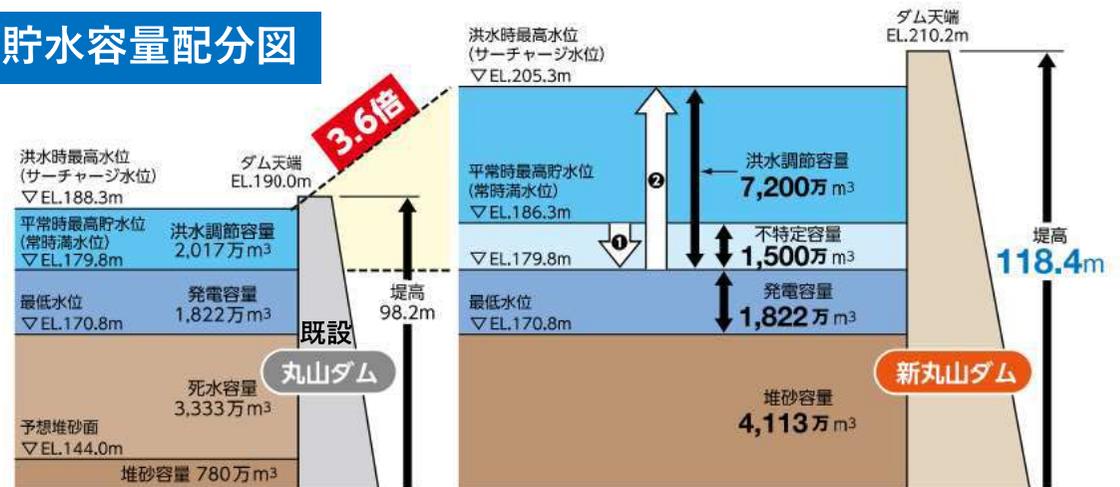
断面図



部分は新丸山ダムの完成時に撤去します。

出典:新丸山ダムパンフレット(流水方向は県で加筆)

貯水容量配分図



- ① 洪水貯留(洪水調節)の準備をするため事前に水位を下げる操作(予備放流)
- ② 洪水貯留(洪水調節)を行う操作

出典:新丸山ダムパンフレット

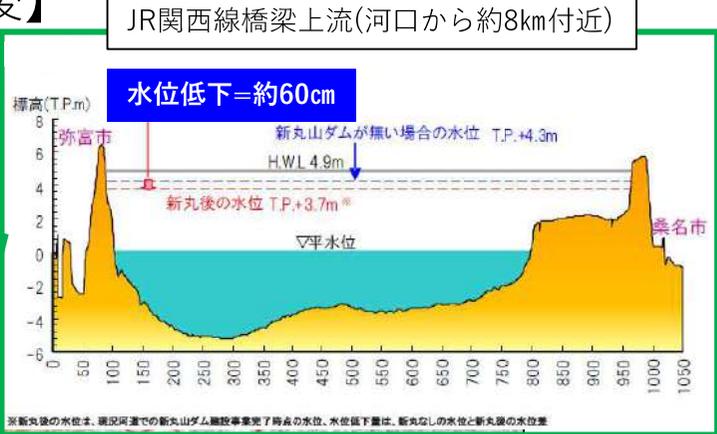
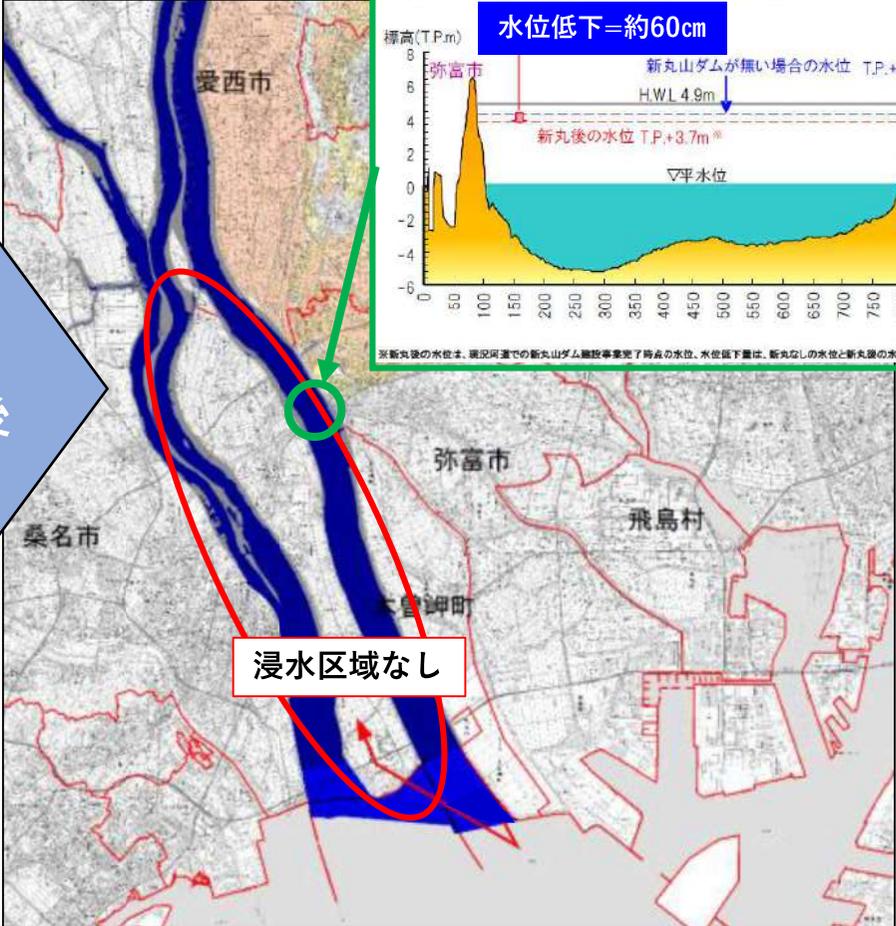
三重県への効果 (1) 洪水による浸水被害の防止

新丸山ダムの洪水調節機能により、200年に1度の規模の洪水に対して、浸水被害が防止されます。
(JR関西線橋梁上流部(桑名市)において、約60cmの水位低減効果)

【現況】

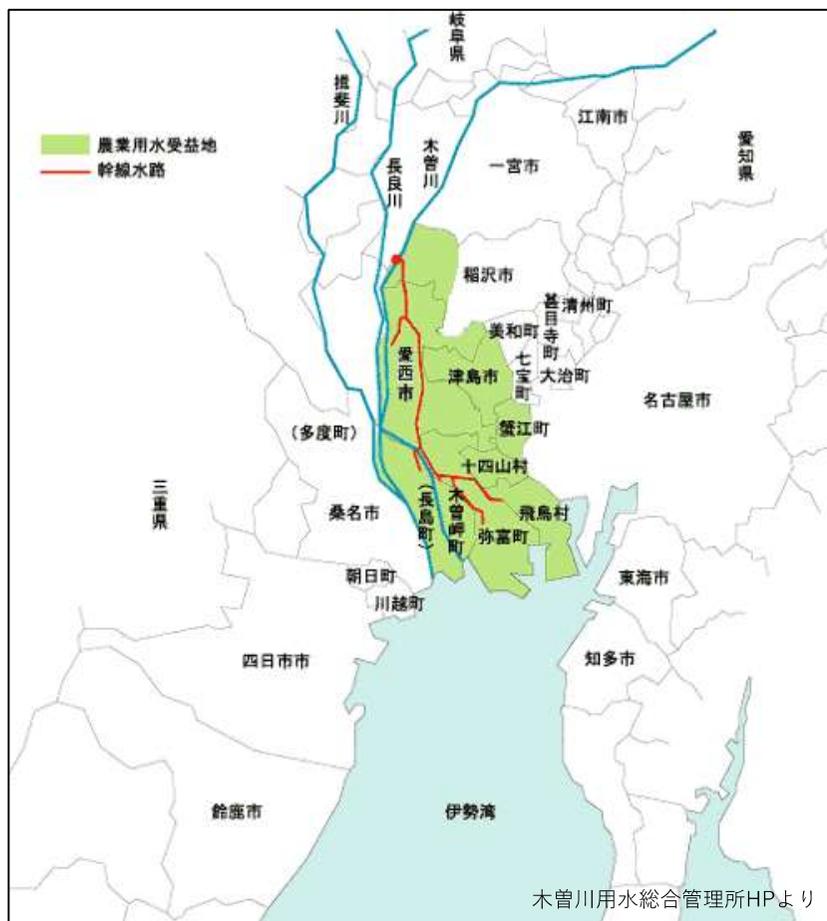


【新丸山ダム完成後】



三重県への効果 (2) 流水の正常な機能の維持

木曾川から農業用水を取水し、桑名市及び木曾岬町に供給しています。10年に1回程度発生する規模の渇水時においても、新丸山ダムに確保される1500万 m^3 の容量と、既存ダムの容量とを合わせて**既得取水の安定化**が図られ、**河川環境の保全のために必要な流量が確保**されます。



新丸山ダム建設事業に伴う負担割合および負担額

●負担割合

発電	治水			
	国	三重県	岐阜県	愛知県
関西電力				
1.20%	98.80%			
	70%	30%		
		7.40%	24.60%	68.00%
1.20%	69.16%	2.19%	7.29%	20.16%

※治水負担割合の算定にかかる要素
(各県別で算出)

洪水調節分担率

- ・身替り堤防建設費※
- ・想定最大氾濫区域面積

流水の正常な機能の維持分担率

- ・既得用水の最大取水量

※身替り堤防建設費…ダム建設の替りに、河川改修を行った場合に要する建設費

●負担額

	関西電力	国	三重県	岐阜県	愛知県
現計画 (総事業費2,000億円)	24	1,406	42	140	388
変更計画 (総事業費4,100億円)	49	2,868	88	291	804
増減額	+25	+1,462	+46	+151	+416

億円

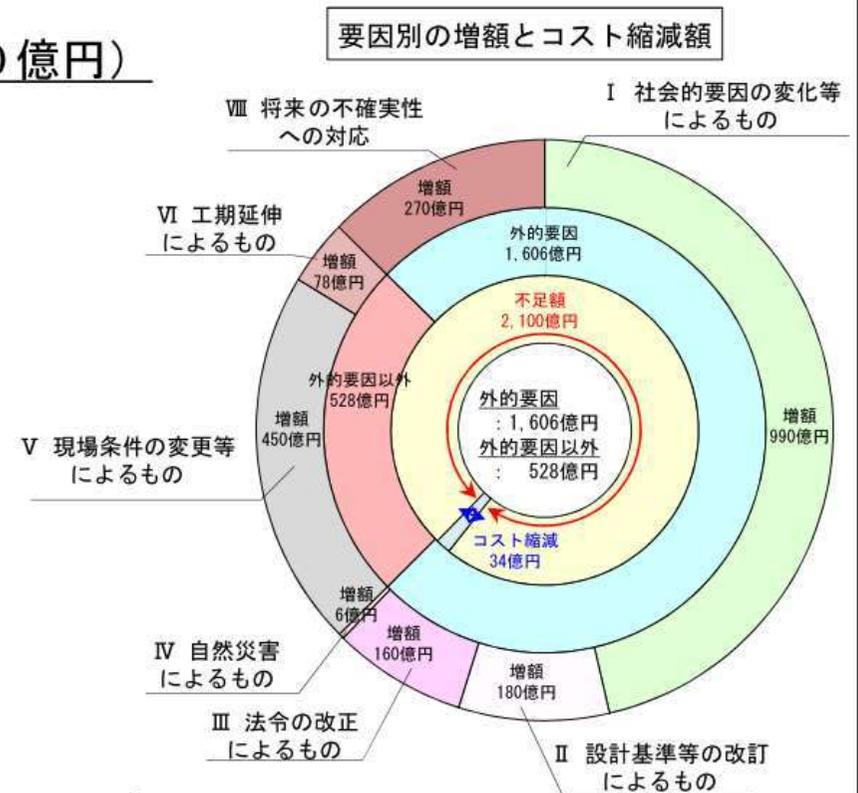
事業費について、急激な物価上昇に伴う**公共工事関連単価等の変動**や地質調査を踏まえた構造等の**現場条件の変更等**により、見直す必要が生じた。

基本計画（第3回変更）（案）

◆建設に要する費用の変更

約2,000億円 → 約4,100億円（増2,100億円）

(内訳) I	社会的要因の変化等によるもの	約990億円
II	設計基準等の改訂によるもの	約180億円
III	法令の改正によるもの	約160億円
IV	自然災害によるもの	約6億円
V	現場条件の変更等によるもの	約450億円
VI	工期延伸によるもの	約78億円
VII	コスト縮減	▲約34億円
VIII	将来の不確実性への対応	約270億円



事業費の変更内訳

- 事業費については、各種調査を踏まえた設計精度の向上や社会経済情勢等の急激な変化等により、様々な見直し要因が生じている。
- 主な見直し要因は以下のとおり。
 - I 公共工事関連単価等の変動など社会的要因の変化等によるもの
 - II 設計基準等の改訂によるもの
 - III 法令の改正によるもの
 - IV 自然災害によるもの
 - V 事業進捗や詳細調査を踏まえた現場条件の変更等によるもの
 - VI 社会的要因の変化、現場条件の変更等を踏まえた工期延伸によるもの
 - VII 構造・施工方法の工夫、新技術活用等によるコスト縮減
 - VIII 将来の不確実性への対応

主な変更要因	増減		変更内容
I 社会的要因の変化等によるもの	+990億円		公共工事関連単価等の変動(H22年度単価からR6年度単価) :+880億円 消費税率変更(R1.10月以降の消費税率10%) + 43億円 建設業の働き方改革の適用 + 74億円
II 設計基準等の改訂によるもの	+180億円		
①設計基準等の改訂による変更	+180億円	地すべり	貯水池地すべり対策の追加に伴う変更 :+180億円
III 法令の改正によるもの	+160億円		
②法令の改正による変更	+160億円	ダム本体	自然由来の重金属対応 :+160億円
IV 自然災害によるもの	+6億円		
③被害による変更	+6億円	転流工	被災等による施工計画の見直し :+6億円
V 現場条件の変更等によるもの	+450億円		
④地質の変更等による変更	+320億円	ダム本体	ダム本体関係における地質の変更に伴う変更 :+120億円
		転流工	地質の変更による呑口部仮締切の施工方法変更 :+41億円
		付替道路	国道418号に関する構造の変更 :+85億円 付替県道大西瑞浪線等に関する構造の変更 :+73億円
⑤設計の進捗に伴う構造変更	+130億円	ダム本体	ダム高の変更に伴う減勢工の見直し :-3億円 水理模型実験を踏まえた変更:+54億円
		転流工	転流工恒久化に伴う増 :+74億円
VI 工期延伸によるもの	+78億円		
VII コスト縮減	-34億円		重金属対応に伴う要対策土の判定方法の工夫によるコスト縮減:-34億円
VIII 将来の不確実性への対応	+270億円		
将来の不確実性への対応	+270億円		リスク対策費 :+270億円*(R6以降残事業費の約10%)
合計	+2,100億円		

主な変更内容（社会的要因の変化）

公共工事関連単価等の変動(約880億円増)

- 新丸山ダムの総事業費約2,000億円は、H22年度単価に基づき算出されていることから、H22年度からR6年度までの単価上昇を事業費に反映した。
- H22年度単価を100とすると、R6年度は労務単価平均が167.6、資材単価平均が162.3と大幅に上昇。

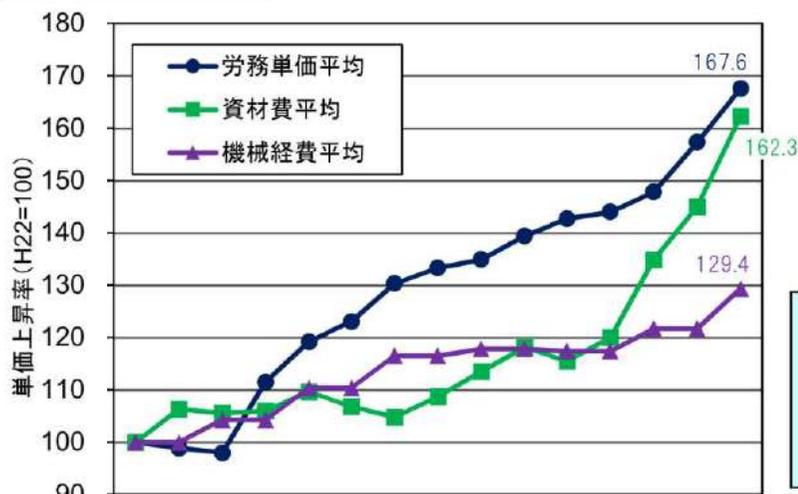
消費税率の変更に伴う事業費増(約43億円増)

- 令和元年10月から消費税率が引き上げられたことから、消費税率引き上げ分(2%)を事業費に考慮した。

消費税率の変遷



年度別単価上昇率



	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
● 労務単価	100.0	98.9	98.0	111.5	119.2	123.1	130.3	133.3	134.9	139.4	142.7	144.0	147.8	157.3	167.6
■ 資材費	100.0	106.3	105.6	106.0	109.6	106.8	104.8	108.7	113.5	118.1	115.5	120.0	134.9	145.0	162.3
▲ 機械経費	100.0	100.0	104.3	104.3	110.4	110.4	116.5	116.5	117.8	117.8	117.4	117.4	121.7	121.7	129.4

・労務単価：公共工事設計労務単価(岐阜県)のうち関係職種16職種の平均
 ・資材費：経済調査会「積算資料」のうち主要資材18種の単価の平均
 ・機械経費：建設機械等損料表のうち主要機械36機種の供用日損料の平均

建設業の働き方改革に伴う事業費増(約74億円増)

- 平成30年7月に公布された働き方改革関連法を踏まえ、週休2日工事の実施に必要な額及び延伸する工期分の経費に必要となる経費を事業費に考慮した。

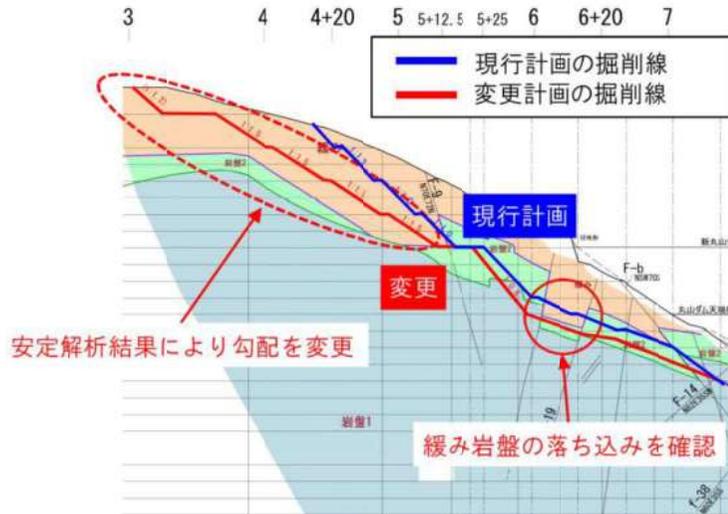
主な変更内容（現場条件の変更等によるもの）

ダム本体関係における地質の変更に伴う変更(約120億円増)

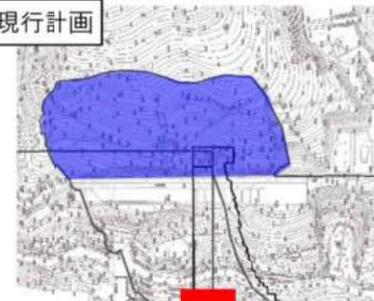
- 地質の変更に伴う掘削量及び打設量の変更が生じた。

左岸ゆるみ岩盤部の土砂除去による掘削量の変更（約28億円増）

- ・ダム本体左岸高位標高部において、緩み岩盤の落ち込みを確認。
- ・また、地質調査に基づく安定解析結果より掘削勾配の変更が必要となったことに伴い掘削量が増加。



現行計画

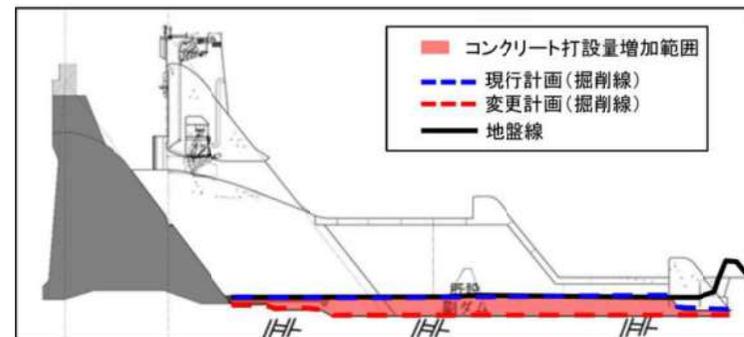


変更



ダム本体基礎打設標高の見直し等（約93億円増）

- ・地質の変更に伴い、十分な強度を有する基礎岩盤へ確実に岩着させるため、打設標高を見直したことにより、コンクリート打設量が増加した。
- ・地質調査等の結果、右岸側の本体基礎掘削において、既設丸山ダム堤体の安定性を確保するために、対策工（グラウチング・基礎排水孔）の追加が必要となった。



主な変更内容（コスト縮減）

重金属対応に伴う要対策土の判定方法の工夫(約34億円減)

- 要対策土の判定において、事前判定を導入することにより、事後判定を行う場合と比較して、要対策土を限定できること及び事後判定時に必要なヤード整備や運搬・搬出が不用となり、事業費の抑制を図った。

通常

【事後判定】(約60億円)

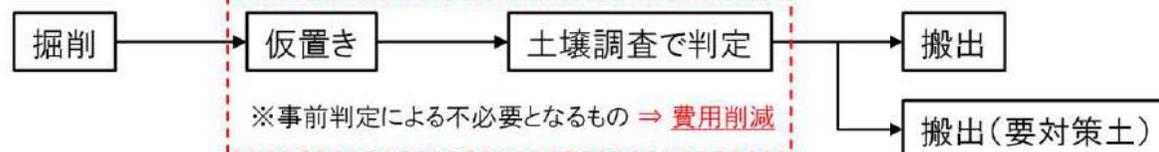
- 岐阜県条例に基づく対応として、掘削後、5,000m³ごとに1回以上の土壌調査を実施し、要対策土を判定する必要がある。

新丸山ダムでの取り組み

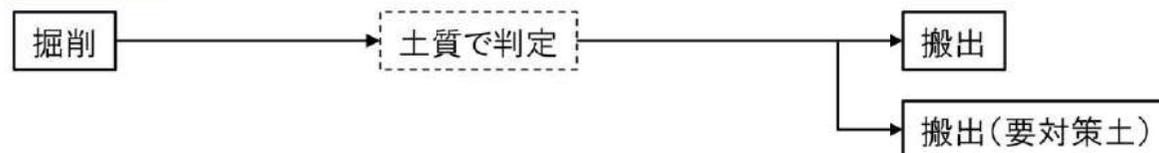
【事前判定】(約26億円)

- 事前調査結果を踏まえ岐阜県と協議した結果、事前に要対策土と特定した土質の掘削土を要対策土とすることとなった。
- これにより、掘削後の土壌調査が不要となった。

通常



新丸山ダムでの取り組み



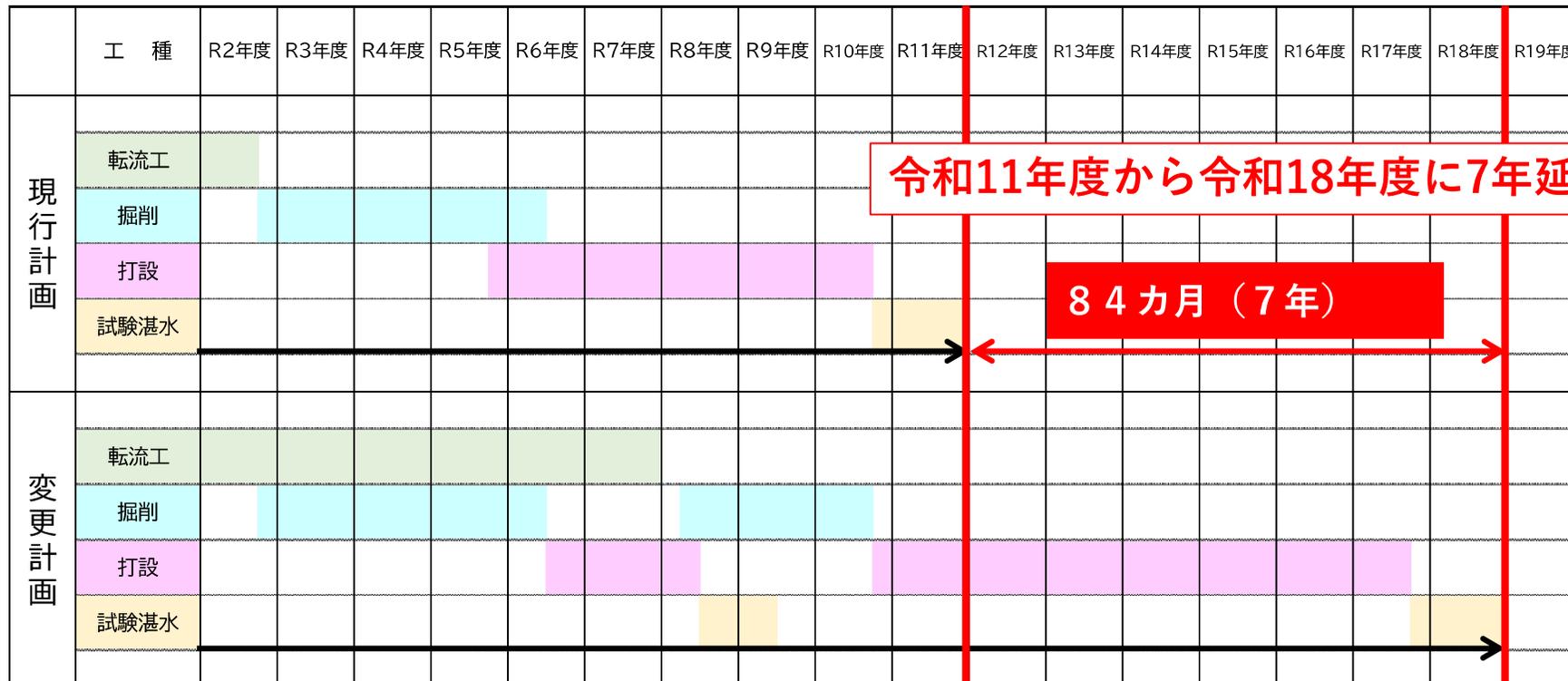
工期の見直し

工期について、近年の出水による現場の被災による工程の影響や働き方改革関連法に基づく労働条件を考慮した適正な工期の確保等により、見直す必要が生じた。

- ① 転流工の被災等に伴う工期の延伸 (+46ヶ月)
- ② ブロック別方式 (左岸放流設備活用) による工期短縮 (-7ヶ月)
- ③ 施工計画の変更に伴う工期の延伸 (+4ヶ月)
- ④ 模型実験の結果を踏まえたダム形状の変更に伴う工期の延伸 (+13ヶ月)
- ⑤ 地質の変更に伴う工期の延伸 (+8ヶ月)
- ⑥ 働き方改革関連法に基づく工程の確保に伴う工期の延伸 (+37ヶ月)
- ⑦ 本体打設機械の大型化 (13.5t×2基→18.0t×2基) による工期短縮 (-17ヶ月)

合計：84カ月
(7年)

14



今後の予定

- 令和6年3月28日 事業費等監理委員会が開催され、事業費増額および工期延伸が提示される
※会議は公開形式で、議事内容は中部地方整備局HPでも公表
また、会議結果は新聞等で報道あり
- 令和6年4月 国から三県（三重県、愛知県、岐阜県）への意見照会
- 令和6年6～7月 基本計画変更に係る三県での議会審議 
- 令和6年7月 三県から国へ意見照会に係る回答
- 令和6年7～8月 木曾川水系流域委員会および事業評価監視委員会の開催
(基本計画変更の完了)

(1)「令和6年版県政レポート(案)」について(関係分)

第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦

(1)大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化

第3章 施策の取組

施策1-3 災害に強い県土づくり

施策11-1 道路・港湾整備の推進

施策11-3 安全で快適な住まいまちづくり

第4章 行政運営の取組

行政運営7 公共事業推進の支援

(1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化

令和6年能登半島地震の発生を受け、本県においても県内市町等とも連携し、被災地支援を行ってきました。近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震等に備えるため、支援活動を通じて得られる気づきを本県の防災・減災対策に生かせるよう取り組んでいきます。

「平時における人材育成」については、県内の学生等の若者の防災人材育成を図るとともに、地震体験車の活用やシンポジウムの開催による県民の防災意識の向上に取り組みました。引き続き、若者をはじめとした防災人材の育成に取り組むとともに、過去の災害の教訓を未来に継承するため、昭和東南海地震の発生から80年の機会を捉えたシンポジウムを開催します。

「平時におけるハード整備」では、高潮災害防止や地震・津波による被害軽減のためのインフラ整備を進めるとともに、道路・河川監視カメラ、危機管理型水位計等の配備拡充や橋梁・トンネルの定期点検や長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを進めました。南海トラフ地震等を想定し、引き続き県管理河川・海岸の耐震、高潮対策などを進めるとともに、適切なインフラメンテナンスを行っていきます。

「救助・避難」におけるソフト面の取組については、線状降水帯の発生を想定した訓練による初動対応力の一層の強化や、市町が実施する訓練や津波避難対策への支援を行いました。令和6年能登半島地震の被災地の支援活動や調査を通じて得られた気づきもふまえて、災害対応の実効性向上を図るための取組を進めるとともに、三重県独自の防災アプリ開発により、県民の皆さんの適切な避難行動の促進を図ります。

「救助・避難」におけるハード面の取組については、市町が実施する津波避難タワーや避難路等の整備を支援するとともに、初動対応をはじめとした災害対応をより迅速・的確に実施できるよう、庁内に常設のオペレーションルームとシチュエーションルームを整備しました。津波から県民の皆さんの命を守るため、引き続き、市町による津波避難タワー等の整備に対する支援を行うとともに、発災時にはオペレーションルーム等を活用して災害対策活動を適切に実施します。

「復旧」における取組として、災害発生時のすみやかな復旧活動のための緊急輸送機能の確保のための取組や、災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向けて、市町や関係団体と連携のうえ人材育成に取り組めます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和5年度の実績と令和6年度の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和5年度の実績	令和6年度以降の課題と対応
◆平時における人材育成	
・若者の防災人材育成（関連施策:1-2）	
<ul style="list-style-type: none"> 県内の学生等の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざし、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開催(修了者13名)するとともに、修了者が地域の防災イベント等に参画するための支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の防災意識の向上を図るため、引き続き「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開催します。また、サポーターによる地域での活動を促進するため、県内各地の防災活動への参画等を支援します。

<p>・シンポジウム等による県民への啓発（関連施策：1-2）</p>	
<p>・ 学校や自主防災組織等からの依頼により地震体験車を派遣（501回）するとともに、風水害や地震をテーマにしたシンポジウム（2回）や大型商業施設における防災啓発イベント（5回）を開催しました。</p>	<p>・ 防災意識の向上と日ごろからの災害への備えを促進するため、地震体験車による啓発や大型商業施設における防災啓発イベントの実施に引き続き取り組みます。また、令和6年は昭和東南海地震から 80 年の節目となることから、過去の災害の教訓を未来に継承するシンポジウムを開催します。</p>
<p>◆平時におけるハード整備</p>	
<p>・インフラの耐震化、老朽化対策等の整備 ・インフラへの ICT 等の新技術の導入 （関連施策：1-3）</p>	
<p>・ 高潮災害防止のための海岸保全施設整備や、地震・津波による被害軽減のための県管理の河川・海岸堤防、河口部の大型水門の耐震対策を推進しました。また、河川・海岸堤防については粘り強い構造とする施設整備を進めました。</p>	<p>・ 強い台風による伊勢湾沿岸での高潮や、南海トラフ地震等が想定されるため、引き続き県管理河川・海岸の耐震、高潮対策を進めるとともに、河川・海岸堤防については、粘り強い構造とする施設整備を進めます。</p>
<p>・ 道路・河川監視カメラ、危機管理型水位計等の配備拡充を進めるとともに、土砂災害情報提供システムについて県広報番組などを活用して県民への周知を図りました。また、ドローンにより撮影した現場の被災状況を、本庁及び国等関係機関がリアルタイムで情報共有するなど初動訓練や、大規模災害発生時における建設事務所の初動体制を確保する訓練などを行いました。また、令和5年12月に配備した排水ポンプ車の操作訓練などを実施しました。</p>	<p>・ 被災情報を迅速に把握するため、引き続き、ドローンの活用や、道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充に取り組みます。また、現場や関係機関と連携した実動訓練や排水ポンプ車の操作訓練などを積み重ね、初動体制の強化に取り組みます。</p>
<p>・ 定期点検の結果により早期措置段階と診断された橋梁・トンネルの修繕を進めるなど、定期点検や長寿命化計画に基づき適切なインフラメンテナンスを進めました。</p>	<p>・ 災害時・平常時を問わずインフラの機能を確保する必要があるため、引き続き適切なインフラメンテナンスを行います。</p>
<p>◆救助・避難 ソフト面</p>	
<p>・オペレーション機能のさらなる強化 ・実践的な訓練（関連施策：1-1）</p>	
<p>・ 各地に甚大な被害をもたらしている線状降水帯の発生を想定した訓練を初めて実施し、初動対応力の一層の強化を図りました。</p>	<p>・ 災害対応の実効性向上を図るため、令和6年能登半島地震の被災地の支援活動や調査を通じて得られた気づきもふまえて、県災害対策本部の組織体制の検証と見直しを行い、新たな体制に基づく訓練を実施します。</p>
<p>・市町への支援（訓練、マニュアル整備、災害時の職員派遣）（関連施策：1-1）</p>	
<p>・ 市町が実施する図上訓練等について、市町のニーズや状況に応じ、企画・立案、運営等において必要な支援を行いました。また、令和6年</p>	<p>・ 市町の災害対応力のさらなる充実・強化を図るため、市町との意見交換の場を設け、ニーズを把握するとともに、引き続き、市町が実施す</p>

<p>能登半島地震の被災地支援活動に、市町、防災関係機関等とともに取り組む中、多くの市町職員が派遣され、実際の災害対応業務を経験しました。</p>	<p>る図上訓練等の企画・立案、運営等について、ニーズや状況に応じて必要な支援を行います。</p>
<p>・台風接近時等において、緊急派遣チームを市町に派遣し、被害情報の収集や要請事項の把握を行いました。また、緊急派遣チーム登録者に必要な研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に市町に派遣する訓練を実施しました。</p>	<p>・今後も、台風接近時等においては、被害情報の収集や要請事項の把握を行うため、緊急派遣チームを市町に派遣します。また、市町支援の専門性向上を図るため、引き続き必要な研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に市町に派遣する訓練を実施します。</p>
<p>・防災情報の提供（関連施策:1-2）</p>	
<p>・気象や災害に関する防災情報を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供し、災害時の適切な避難行動の促進を図りました。</p>	<p>・県民の皆さんが外出先においても津波等から避難できるよう、三重県独自の防災アプリを開発し、避難に必要な情報を発信します。また、災害時の適切な避難行動を促進するため、関係機関と連携した避難訓練を実施します。</p>
<p>・市町への支援(避難体制)（関連施策:1-2）</p>	
<p>・地域の避難路検討やタウンウォッチングなど市町や地域が取り組む津波避難対策に対して、防災技術指導員を派遣し支援(100回)しました。</p> <p>・避難行動要支援者の個別避難計画の作成や夜間を想定した避難路の確認など、市町が実施する避難が困難な状況下における適切な避難行動に繋げるための取組を支援しました。</p>	<p>・地域の実情に応じた津波避難の実効性を高めるため、引き続き、市町等の要請に応じて防災技術指導員を派遣します。</p> <p>・引き続き、市町が実施する避難行動要支援者の避難対策や夜間避難に関する取組について支援します。</p>
<p>・市町への支援(避難所)（関連施策:1-2）</p>	
<p>・市町が取り組む避難所運営マニュアルの作成や避難所の資機材整備等に対し、地域減災力強化推進補助金により支援しました。また、避難所の適切な運営や感染症対策を促進するための実地によるアセスメントを実施(6市町)しました。</p>	<p>・県民が「避難所の確保・整備」を重視しているとの1万人アンケートの結果もふまえ、避難所の環境整備を促進するため、新たに避難所における非常用自家発電設備等で稼働する空調設備の整備を行う市町に対して支援します。また、市町による避難所の適切な運営を促進するため、令和6年能登半島地震の避難所運営支援活動を通じて得られた気づきもふまえ、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定に取り組みます。</p>
<p>・帰宅困難者等の支援（関連施策:1-1）</p>	
<p>・帰宅困難者のための「災害時帰宅支援ステーション」について、県民の皆さんの理解を促進するため、ホームページを開設するとともに、チラシを作成し、防災イベントで配布しました。</p>	<p>・帰宅困難者が安全な場所に留まることができる場所の拡大に向け、新たな事業者との協定締結に取り組みます。</p>

◆救助・避難 ハード面	
・市町への支援(津波避難タワーなどの整備) (関連施策:1-2)	
・津波到達までに時間的猶予がない市町が実施する津波避難タワー(7基)や避難路等の整備などに対して支援を行いました。	・津波から県民の皆さんの命を守るため、市町による津波避難施設等の整備に対して支援します。
・県災害対策本部オペレーションルームの設置 (関連施策:1-1)	
・県災害対策本部要員と防災関係機関の職員が活動するための常設のオペレーションルームと対応方針を決定するシチュエーションルームを整備し、災害対策本部の機能充実を図りました。	・豪雨や地震の発生等により、災害対策本部が設置された際は、オペレーションルーム等を利用して災害対策活動を適切に実施します。
◆復旧	
・緊急輸送・搬送ネットワークの確保 (関連施策:1-3)	
・災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違いが困難な箇所の道幅の拡幅を進めました。	・緊急輸送道路等で大規模災害発災時に被災する恐れのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っています。また、能登半島地震において道路が被災し、救急・救援活動に支障をきたしたことを踏まえ、引き続き、大規模災害発生時であっても緊急輸送機能を確保するための対策を進めます。
・災害廃棄物の迅速な処理 (関連施策:4-2)	
・大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の現地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成を進めました。	・災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上や、混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町、関係団体と連携し、市町の仮置場候補地で現地訓練を実施するなど、人材育成に取り組みます。

施策1-3 災害に強い県土づくり

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

河川整備や堆積土砂の撤去に加え、流域全体で水害を軽減させる流域治水プロジェクトが進んでいます。

土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守る堰堤等の整備が進み、特に要配慮者利用施設等の保全が進んでいます。また、盛土災害を防止する通報体制の整備や、山地災害危険地区における治山施設整備が進んでいます。

大規模地震発生後の津波等による被害軽減のため、海拔0m地帯等における河川・海岸堤防や大型水門等の耐震対策が進んでいます。

災害直後から緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、大規模地震後もすぐに通れる橋、土砂崩れのない道路等の整備が進んでいます。

河川監視カメラ等の配備拡充による被災情報の迅速な把握や、新規導入した排水ポンプ車など初動体制が強化されています。

定期点検に基づく適切なメンテナンスにより、災害時・平常時を問わずインフラの機能が確保されています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>水害のリスクを軽減する河川整備や堆積土砂の撤去等を進めるとともに、鳥羽河内ダムの本体工事に着手するなど、流域治水プロジェクトが進みました。</p> <p>土砂災害防止施設等の整備により、要配慮者利用施設等の保全や、山地災害危険地区における治山施設整備が進みました。</p> <p>高潮対策の海岸保全施設や、地震・津波対策のための河川・海岸堤防、河口の大型水門の整備が進みました。市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率が上がりました。</p> <p>橋の落橋や倒壊対策、道路の土砂崩れ対策を進めることで、大規模地震後もすぐに通れる橋、土砂崩れのない道路舗装、拡幅の整備が進みました。</p> <p>道路・河川監視カメラ、水位計の配備拡充を進めることで、被災情報の迅速な把握につながりました。道路監視カメラについては、道路管理の強化・効率化や利用者の利便性向上・交通事故削減のため、画像の集約化・オープンデータ化に向けた検討を進めました。また、本庁に設置した災害コントロールルーム*を使った訓練等を実施することで、初動体制の強化が進みました。さらに、県で初めて排水ポンプ車を配備し、操作訓練を実施することで、初動体制の迅速化を図りました。</p> <p>定期点検・長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスに取り組むことで、災害時・平常時を問わないインフラ機能の確保が進みました。</p>

{ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている }

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 流域治水の推進

・流域治水の実効性を高め、あらゆる関係者の協働による水害に強い地域づくりの実践に向けて取り組みました。特定都市河川に指定された中村川・波瀬川・赤川において、流域水害対策計画を策定する流域水害対策協議会を開催しました。また、河川の堆積土砂を38万 m^3 減少(令和5年度までの累計)させることを目標として河川の堆積土砂撤去を進めるとともに、流水を阻害している樹木の伐採を進めました。このほか鳥羽河内ダムの本体工事に着手しました。

② 土砂災害対策の推進

・土砂災害防止施設の整備について、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進め、2箇所(累計で7箇所)が完了したほか、想定以上に土砂が堆積した砂防ダムについて、緊急度の高い砂防ダムから堆積土砂の撤去を進めました。また、「盛土110番」による通報2件に対して指導し是正を求めました。

③ 山地災害対策の推進

・台風等による山地災害からの早期復旧に取り組むとともに、山地災害危険地区の治山施設整備未着手箇所や荒廃森林において災害の未然防止を図るため、治山事業により施設整備を実施しました。(66箇所)
・土砂流出防止等の公益的機能が低下した保安林内の森林整備を進めるとともに(32箇所)、長寿命化計画に基づき老朽化した治山施設の改修に取り組みました。(8箇所)

④ 高潮・地震・津波対策の推進

・高潮災害防止のための海岸保全施設の整備や、地震・津波による被害軽減のため、1河川及び5海岸の堤防、河口部の大型水門5基で耐震対策を推進しました。また、11河川及び6海岸の堤防で、粘り強い構造とする施設整備を進めました。

⑤ 緊急輸送道路等の機能確保

・災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋及び倒壊対策を40橋で進めました。洪水で橋が流されない対策は6橋、道路の土砂崩れ対策は9箇所を進めました。車両のすれ違いが困難な箇所の道幅の拡幅は1箇所です。新規事業着手しました。

⑥ インフラ危機管理体制の強化

・道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充を進めるとともに、土砂災害情報提供システムについて県広報番組などを活用して県民への周知を図りました。
・ドローンにより撮影した現場の被災状況を、本庁及び国等関係機関がリアルタイムで情報共有する訓練や、大規模災害発生時における建設事務所の初動体制を確保する訓練を行いました。また、令和5年12月に配備した排水ポンプ車の操作訓練などを実施しました。

⑦ インフラの老朽化対策の推進

・定期点検・長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを進めました。道路施設については、定期点検の結果により早期措置段階と診断された橋梁・トンネルなど100施設で修繕を進めました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量(累計)						①	
—	249 万 m ³ (△21 万 m ³)	232 万 m ³ (△38 万 m ³)	200%	190 万 m ³ (△80 万 m ³)	—	185 万 m ³ (△85 万 m ³)	a
270 万 m ³	245 万 m ³ (△25 万 m ³)	219 万 m ³ (△51 万 m ³)		—	—	—	
要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率						②	
—	10% (3 件 /30 件)	20% (6 件 /30 件)	115%	27% (8 件 /30 件)	—	63% (19 件 /30 件)	a
—	17% (5 件 /30 件)	23% (7 件 /30 件)		—	—	—	
市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率						④	
—	54% (6 市町 /11 市町)	72% (8 市町 /11 市町)	126.4%	100% (11 市町 /11 市町)	—	100%	a
45% (5 市町 /11 市町)	63% (7 市町 /11 市町)	91% (10 市町 /11 市町)		—	—	—	
大規模地震でも壊れない補強された橋の割合						⑤	
—	92% (508 橋 /553 橋)	94% (520 橋 /553 橋)	100%	95% (523 橋 /553 橋)	—	100%	a
91% (503 橋 /553 橋)	93% (514 橋 /553 橋)	94% (520 橋 /553 橋)		—	—	—	
被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築						⑥	
—	道路カメラ 設置率 58% (58 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 54% (56 台 /102 台) コントロールルーム 設置	道路カメラ 設置率 71% (71 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 67% (69 台 /102 台)	おおむね 達成	道路カメラ 設置率 84% (84 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 79% (81 台 /102 台)	—	道路・河川 の重点監視 箇所におけ る画像情報 の集中監視 体制の完成	b

パトロール や住民など からの通報 を中心とす る情報収集	道路カメラ 設置率 58% (58 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 55% (57 台 /102 台) コントロールルーム 設置	道路カメラ 設置率 59% (59 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 71% (73 台 /102 台)					
橋梁の修繕完了率							⑦
—	100% (53 橋 /53 橋)	100% (34 橋 /34 橋)	100%	100% (29 橋 /29 橋)	—	100%	a
100% (49 橋 /49 橋)	100% (53 橋 /53 橋)	100% (34 橋 /34 橋)		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 流域治水の推進

・豪雨等が頻発化・激甚化する中で、引き続き河川の堆積土砂撤去や樹木伐採等、浸水被害リスクの軽減に向けて「流域治水プロジェクト」を着実に推進するとともに、気候変動をふまえた河川整備計画の策定などを進めます。特定都市河川の中村川・波瀬川・赤川では、流域水害対策計画の取組を進めます。また、令和5年度から着手した鳥羽河内ダムについては、令和10年度の完成に向けて進捗を図ります。

② 土砂災害対策の推進

・土砂災害発生の危険性がある区域で、引き続き土砂災害防止施設の整備を進め、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進めます。また、堆積した土砂の撤去が必要な砂防ダムが多く残されていることから、今後も継続的に砂防ダムの堆積土砂撤去を推進します。

③ 山地災害対策の推進

・土砂の流出防止や山腹斜面の安定を図るため、台風等による山地災害からの早期復旧や、山地災害危険地区や荒廃森林における治山施設の整備に取り組みます。
・森林の土砂流出防止等の公益的機能を発揮させるため、保安林内の森林整備を進めるとともに、山地災害を未然防止するため、長寿命化計画に基づき、治山施設の老朽化対策に取り組みます。

④ 高潮・地震・津波対策の推進

・能登半島地震の液状化等による被害を踏まえ、想定される南海トラフ地震等や、強い台風による伊勢湾沿岸での高潮に備えるため、県管理河川・海岸の耐震、高潮対策を進めます。また、河川・海岸堤防については、粘り強い構造とする施設整備を進めます。

⑤ 緊急輸送道路等の機能確保

・緊急輸送道路等で大規模災害発災時に被災する恐れのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っています。また、能登半島地震において道路が被災し、救急・救援活動に支障をきたしたことを踏まえ、引き続き緊急輸送機能を確保するための対策を進めます。

⑥ インフラ危機管理体制の強化

・被災情報を迅速に把握するため、引き続き、道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充に取り組みます。また、被災箇所の調査に IT ツール・新技術の導入などを積極的に活用し、少人数でも機能するよう組織体制の強化に取り組みます。
・能登半島地震を踏まえ、職員が共通の危機意識を持って行動できるように現場や関係機関と

連携した実動訓練の実施や排水ポンプ車の操作訓練などを積み重ね、危機管理体制の一層の強化に取り組めます。

⑦ インフラの老朽化対策の推進

・災害時・平常時を問わずインフラの機能を確保する必要があるため、引き続き、長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを行います。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	49,722	43,961	78,950
概算人件費	2,661	2,638	—
(配置人員)	(299人)	(299人)	—

施策 11-1 道路・港湾整備の推進

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

高規格道路では、東海環状自動車道の全線開通や、新宮紀宝道路の開通のほか、直轄国道でも中勢バイパスが全線開通するなど、県内外を貫く南北軸が強化・延伸され、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

県管理道路では、磯部バイパスが完成するなど、地域間交流の促進や観光復興に向けた動きにつながるとともに、未改良道路の拡幅等による混雑解消や生活交通の円滑性の確保が進んでいます。

リニアによる交通革新や高速道路ネットワークの進展をふまえ、総合交通ターミナルの整備を賑わい・防災空間の創出とともに展開しています。

千葉県八街市の通学路の死傷事故をふまえた交通安全対策が全て完了するとともに、通学路交通安全プログラムに位置づけられた箇所も概成しています。また、区画線などの道路の着実な維持管理に取り組むとともに、AI*を活用した交通観測体制の拡充により、県民の皆さんが安全で快適に道路を利用しています。

街並みに調和した景観や交通安全などの機能に応じた街路樹の剪定や花植え活動などにより、良好な空間が形成されるとともに、道路施設の脱炭素*へ向けた持続的な管理も進んでいます。

港湾では、岸壁や航路等の着実な維持管理により安全な利用を確保するとともに、脱炭素化や船舶の大型化への対応、クルーズ船寄港誘致など港湾の利活用を促進する官民連携のプロジェクトが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>東海環状自動車道の県境トンネル本体工事着手や中勢バイパスの全線開通など、地域間交流や経済活動を支える幹線道路の整備が着実に進みました。</p> <p>地域間交流の促進や観光復興に向けたアクセス道路の整備として、磯部バイパス等の整備を着実に進めました。また、未改良道路の拡幅等による混雑度解消や生活道路の円滑性の確保を着実に進めました。</p> <p>津駅周辺において、津駅東口周辺まちづくり懇話会を設置するなど、整備方針の具体化を進めるとともに、面的な賑わいの社会実験を実施するなど、賑わいの創出に向けた取組を進めました。</p> <p>千葉県八街市の事故をふまえた合同点検に基づく交通安全対策については、令和5年度に全ての箇所ですべて完了しました。また、区画線などの道路の着実な維持管理に取り組むため、AIを活用した路面劣化検知システムの運用を開始しました。</p> <p>良好な道路空間の形成に向けて、街路樹管理のガイドライン整備や、住民参画制度がより取り組みやすくなるよう見直し、地域と協働した花植え活動に取り組みました。</p> <p>道路施設の脱炭素化に向け、7箇所のトンネルにおいて照明灯をLED化しました。</p> <p>港湾施設の計画的な点検や老朽化対策を進め、安全な利用を確保しました。港湾の脱炭素化や利活用促進のため「三重県港湾みらい共創本部」を</p>

	設置し、モデル港湾 3 港において基本的な取組方針をとりまとめました。また、津松阪港と尾鷲港で港湾脱炭素化推進協議会を開催したことにより、脱炭素化推進計画の作成に向けた検討が進みました。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況	
基本事業名	
・令和5年度の主な取組	
① 高規格道路および直轄国道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・東海環状自動車道の県境トンネル本体工事着手や中勢バイパスの全線開通など、高規格道路や直轄国道で整備が進捗しました。 ・令和4年度に新規事業化された鈴鹿亀山道路では、用地調査や道路予備設計などの調査、設計を進めました。また、名神名阪連絡道路は計画の具体化に向けて取組を進めました。
② 県管理道路の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークや観光復興に向けたアクセス道路として、伊勢志摩連絡道路(磯部バイパス L=2.5 km)等の整備を進めました。また、車両のすれ違いが困難な箇所解消など地域ニーズの的確な対応に向けて、県管理道路の整備を進めました。
③ 交通拠点の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄四日市駅周辺において、居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの実現に向けて、令和5年6月に中央通り再編基本計画を策定するとともに、バスタ四日市の詳細設計を進めました。 ・津駅周辺において、魅力あるまちづくりをめざす津駅東口周辺まちづくり懇話会を設置するなど、まちづくりを踏まえた整備方針の具体化を進めました。また、歩行者の賑わいや滞留機能の強化を検証するため、栄町公園を利用し面的な賑わいの社会実験を実施しました。
④ 交通安全対策の着実な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県道路交通環境安全推進連絡会議において、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、通学児童など歩行者の安全確保を図るため、交通安全対策を進めました。 特に、千葉県八街市の事故をふまえた合同点検に基づく交通安全対策については、残りの 16 箇所対策を進め全ての箇所ですべて完了しました。
⑤ 適切な道路の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・傷んだ舗装の修繕や、剥離が進行している路面標示の引き直しを計画的に進めました。 ・通学路や交差点など、事故発生の懸念や通行に支障のある箇所について、優先的に道路除草や雑草抑制対策の取組を進めました。 ・道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、AI 等を活用した交通観測体制の拡充を進めました。
⑥ 道路空間におけるグリーン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の機能に応じた街路樹の剪定に向けて、ガイドラインの作成を進めるとともに、県民の皆さんと協働した「みえ花と絆のプロジェクト」などにより、花植え活動を進めました。 ・道路美化ボランティアや道路除草の自治会委託をはじめとする住民参画制度について、より取り組みやすい制度となるよう見直しを行うとともに、地域と協働した良好な道路空間の形成に向けて取組を進めました。 ・道路施設の脱炭素化に向け、7箇所のトンネルにおいて照明灯の LED 化を進めました。
⑦ 県管理港湾の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県港湾みらい共創本部」において、津松阪港・尾鷲港・鳥羽港の「港湾の脱炭素化」「林業や水産業、工業など港湾と連携した地域産業活性化」「港湾と連携した観光活性化」の取組方針を決定しました。 ・津松阪港および尾鷲港において港湾脱炭素化推進計画を作成するため、それぞれの港湾にかかる第一回協議会を開催し、引き続き検討を進めました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通						①	
—	用地取得 完了	県境（三重 県側）トン ネル本体 工事着手	達成	大安 IC～ （仮称）北 勢 IC 間 6.6km の開通	—	〈全線開通〉 県内 23.3km 全体 153km	a
〈県内〉 新四日市 JCT～大安 IC 間 7.8 km	用地取得 完了	県境（三重 県側）トン ネル本体工 事着手		—	—	—	
伊勢・志摩地域の交流を促進するネットワーク整備						①	
—	磯部BP* 事業中 〔トンネル 工事中〕	磯部BP 事業中 〔トンネル 工事完成〕	達成	磯部BP開通 伊勢志摩 連絡道路の 全線開通 (20km)	—	磯部BP開通 伊勢志摩 連絡道路の 全線開通 (20km)	a
磯部BP 事業中 第2伊勢 道路/鶺方 磯部BP 供用済	磯部BP 事業中 トンネル 工事中	磯部BP 事業中 〔トンネル 工事完成〕		—	—	—	
リニアをふまえた総合交通ターミナルの整備						③	
—	近鉄四日 市・津駅で の社会実 験の実施	近鉄四日 市・津駅 での社会 実験の具 体化に着 手	達成	近鉄四日市 周辺でのバ スタ事業工 事着手/津 駅周辺道路 空間におけ る歩道拡張 に向けた設 計に着手	—	県内の総合 交通ターミ ナル計画の 策定および 近鉄四日市 ・津駅での 整備推進	a
近鉄四日 市駅周辺 での事業 着手/津 駅周辺で の整備方 針の策定	社会実験を 実施	社会実験 を実施/ 整備方針 の具体化 に着手		—	—	—	

危険な通学路の交通安全対策が完了した割合							④	
—	94% (215箇所 / 228箇所)	96% (220箇所 / 228箇所)	達成 (完了) ※	通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策を実施 (17箇所)	—	通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策を実施	a	
30% (69箇所 / 228箇所)	93% (212箇所 / 228箇所)	100% (228箇所 / 228箇所)		—	—			
道路区画線の引き直し							⑤	
—	高耐久性塗料を用いた白線のモニタリング調査およびAⅠを用いた路面劣化検知システムの試験運用	高耐久性塗料を用いた白線のモニタリング調査およびAⅠを用いた路面劣化検知システムの運用開始	達成	モニタリング調査および路面劣化検知システムの運用結果を検証、剥離度Ⅱ以内の水準に向けた運用方針の検討開始	—	剥離度Ⅱ以内の水準の維持および白線の高耐久性	a	
剥離度Ⅱ以内の水準の維持	モニタリング調査を実施。システムの試験運用開始	モニタリング調査を実施。システムの運用開始		—	—			
トンネル照明のLED化によるCO2排出量の削減割合							⑥	
—	30%削減 (CO ₂ 排出量 1,100t/年)	32%削減 (CO ₂ 排出量 1,080t/年)	103.1%	34%削減 (CO ₂ 排出量 1,060t/年)	—	40%削減 (CO ₂ 排出量 950 t/年)	a	
28%削減 (CO ₂ 排出量 1,150t/年)	31%削減 (CO ₂ 排出量 1,095t/年)	33%削減 (CO ₂ 排出量 1,072t/年)		—	—	—		
県民の皆さんとともに進める緑化活動の参加人数(累計)							⑥	
—	4,400人	8,900人	137.4%	13,500人	—	23,000人	a	
—	5,682人	10,103人		—	—	—		
重要港湾の脱炭素化に関する計画の作成							⑦	
—	関係者調整	C N P 形成計画作成に着手	達成	港湾脱炭素化推進計画(C N P 形成計画)作成	—	C N P 計画に基づく事業に一部着手	a	
—	ヒアリング調査実施取組方針の整理	C N P 形成計画作成に着手		—	—	—		

※令和4年度に設定したKPI(令和3(2021)年6月に千葉県八街市の通学路で発生した死傷事故をふまえた合同点検の要対策箇所のうち、対策を完了した割合)は令和5年度に目標を達成。

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 高規格道路および直轄国道の整備促進

・人流・物流の円滑化や活性化によって元気な地域づくりを支えるとともに、災害発生時には「命の道」として重要な役割を果たす近畿自動車道紀勢線をはじめ、新名神高速道路(6車線化)、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)等の高規格道路や北勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道が整備推進されるよう取組を進めます。
 ・令和4年度に新規事業化された鈴鹿亀山道路の早期整備や名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けた取組を進めます。

② 県管理道路の整備推進

・慢性的な渋滞の発生、激甚化・頻発化する自然災害への備えや安全・安心で円滑な通行の確保など多くの課題があります。引き続き、幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めます。

③ 交通拠点の機能強化

・近鉄四日市駅周辺において、居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの実現に向けて、関係者が連携してバスタ四日市の整備が促進されるよう取組を進めます。
 ・県都の顔となる津駅周辺において、道路空間の再編などによる賑わい空間の創出や公共交通との利便性の向上を図るため、関係機関等と連携しながら、道路空間整備の具体的なイメージの検討に着手するなど取組を進めます。また、県道部分については、歩行者の賑わいや滞留機能の強化に向け、歩道拡張に向けた取組を進めます。

④ 交通安全対策の着実な推進

・通学児童等の安全確保が全国的な課題となっているなか、引き続き、市町が策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、通学児童など歩行者等の安全確保を図るため、スピード感を持って交通安全対策を進めます。

⑤ 適切な道路の維持管理

・道路を安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化が進行する舗装等の道路施設の修繕や、剥離が進行する路面標示の引き直しを進めるとともに、交通安全上支障となる箇所への道路除草や雑草抑制対策を重点的に行います。また、道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、交通観測体制のさらなる拡充を進めます。

⑥ 道路空間におけるグリーン化の推進

・街路樹が持つ良好な景観形成の機能が発揮されるよう、街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、花植え活動やきめ細かな道路除草を実施し、良好な道路空間の形成を進めます。
 ・道路施設の脱炭素化へ向けた持続的な管理を実現するため、トンネル照明灯のLED化を計画的に推進します。

⑦ 県管理港湾の機能充実

・港湾の安全な利用を確保する必要があるため、岸壁や航路等の着実な維持管理に取り組みます。また、港湾の新たな価値を創造するため、港湾による地域産業活性化、港湾を利用した観光活性化に向けた検討を引き続き行います。
 ・津松阪港および尾鷲港の港湾脱炭素化推進計画を作成します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	40,264	33,577	50,165
概算人件費	2,670	2,638	—
(配置人員)	(300人)	(299人)	—

施策 11-3 安全で快適な住まいまちづくり

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

令和2(2020)年度策定の都市計画区域マスタープラン*に基づき、市町が策定した立地適正化計画*等により、都市機能・居住機能の誘導や災害リスクが高いエリアの土地利用規制が行われ、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりが進んでいます。また緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策が進むとともに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりが広がっています。

熊野灘臨海公園におけるプールの再整備などワーケーション*の推進に必要な公園整備やダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森(※))における Park-PFI 手法*などを活用した公園整備が進み、新たな賑わいを創出する場が整備されています。

新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底、適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地が確保されています。また、住宅・建築物の耐震化の促進により、地震災害に対するまちの安全性が向上しています。

空き家の活用や危険空き家の除却が促進され、空き家の増加が抑制されています。また、県営住宅の計画的な改修や民間賃貸住宅の確保により高齢者や子育て世帯等の居住支援体制の充実が進んでいます。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅が普及しています。

※鈴鹿青少年の森は、ネーミングライツにより令和5年2月から『ダイセーフォレストパーク』を愛称としています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>市町の立地適正化計画策定やまちづくり関連事業の取組の必要性について、勉強会等を通して周知・啓発を行い、市町のまちづくり関連事業が事業化され、コンパクトで賑わいのあるまちづくりが進みました。</p> <p>さらに、地域の魅力あるまちづくりをめざして、「花とみどりの三重づくり条例」(令和5年4月施行)に基づき、花とみどりに関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、「花とみどりの三重づくり基本計画」を令和6年3月に策定しました。</p> <p>新たな賑わいを創出する場の整備をめざし、熊野灘臨海公園においてプールの再整備が完了し、大仏山公園では、公園のリニューアル事業の基本計画策定に着手しました。</p> <p>建築物の検査や維持保全への取組、開発行為の許認可等を適確に行うことで、安全・安心な建築物および宅地が確保されるとともに、住宅・建築物の耐震化を促進することで、地震災害に対する安全性が向上しました。</p> <p>空き家の活用や危険な空き家の除却への補助制度のある市町に対して支援を行うことで、空き家の増加が抑制されました。</p> <p>県営住宅の計画的な改修を行うなど、高齢者や子育て世帯等への居住支援を推進しました。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

・市町の立地適正化計画策定やまちづくり関連事業への取組支援のため、市町担当者向け研修会を開催するとともに、計画策定や事業化に向けた個別相談を実施しました。

(研修会 7月:17市町 20名参加。個別相談 7月:1町実施。8月:1町実施。10月:1町実施)

- ・まちづくりを推進するうえでの防災・減災対策として、緊急輸送道路における電線類の地中化に4路線で取り組みました。
- ・花とみどりに関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、基本計画を策定しました。

② 都市基盤整備の推進

- ・広域的な集客力強化に資する拠点づくりを進める必要があるため、熊野灘臨海公園におけるプールの再整備などを行いました。大仏山公園では、野球場の改修のほか、子どもや子育て世帯の目線に立った公園づくりを目的に、公園のリニューアル事業の基本計画策定に着手しました。また、北勢中央公園で園路の整備を推進するとともに、県庁前公園ではJA三重ビルの建替えと一体になったリニューアル工事を進めました。

③ 安全・安心な建築物の確保

- ・建築物の安全性確保に向けて、特定行政市の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存建築物の維持保全のための取組を進めました。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、開発許可制度の適確な運用に取り組みました。
- ・住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行いました。

④ 安全で快適な住まいづくりの推進

- ・活用可能な空き家の改修17件及び危険な空き家の除却27件に対して支援を行いました。また、空き家の適正管理等に関するセミナーを開催しました。
- ・県営住宅の耐久性・安全性向上のため、長寿命化工事を4棟(80戸)で行いました。また、入居者の住環境向上のため、バリアフリーや子育て世帯向けに対応した住戸内改修工事をそれぞれ5棟(6戸)、1棟(2戸)で行いました。さらに、県営住宅への入居要件について、単身世帯でも入居できるよう見直しを行いました。
- ・高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を推進するため、相談会の開催や支援制度の周知に取り組みました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
コンパクトで賑わいのあるまちづくりに取り組む市町の割合						①	
—	40% (10市町 /25市町)	44% (11市町 /25市町)	100%	48% (12市町 /25市町)	—	64% (16市町 /25市町)	a
32% (8市町 /25市町)	40% (10市町 /25市町)	44% (11市町 /25市町)		—	—	—	
多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組む県営都市公園数						②	
—	3公園	4公園	100%	5公園	—	5公園	a
2公園	4公園	4公園		—	—	—	
県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)						③	
—	600戸	1,200戸	156.1%	2,100戸	—	3,000戸	a
—	719戸	1,470戸		—	—	—	

県と連携して積極的に空き家対策に取り組む市町の割合						④	
—	62% (18 市町 /29 市町)	68% (20 市町 /29 市町)	100%	72% (21 市町 /29 市町)	—	82% (24 市町 /29 市町)	a
58% (17 市町 /29 市町)	68% (20 市町 /29 市町)	68% (20 市町 /29 市町)		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

- ・これまでに実施してきた研修会等で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進する必要があることについて、市町担当者の理解が深まってきています。また、能登半島地震の発生により災害に強いまちづくりも一層求められており、立地適正化計画策定時には、災害リスクを分析したうえで、防災・減災対策をまとめた防災指針を示す必要があります。立地適正化計画策定への市町担当者の理解を深めるため、個別相談会を設け、各市町の抱える課題を共有し、情報提供や助言を行う等、丁寧な支援します。あわせて、発災後速やかに復興まちづくりに着手できるような市町担当者を対象とした復興事前準備研修を実施します。
- ・まちづくりを推進するうえでの防災・減災対策として、緊急輸送道路における電線類の地中化に引き続き取り組みます。
- ・花とみどりの活用を通じて優しさあふれる健やかなふるさと三重をめざして、花とみどりに関する取組をまとめた「花とみどりの三重づくり基本計画」に基づき、関係部局と共に花とみどりの活用推進に取り組みます。

② 都市基盤整備の推進

- ・賑わい創出の拠点となる都市公園の整備・運営に引き続き取り組むため、熊野灘臨海公園では、プールの跡地において避難場所となる高台広場の整備に着手します。また、大仏山公園では、野球場の改修のほか、子どもや子育て世帯にも配慮した公園づくりを目的に公園のリニューアル事業の設計に着手します。
- ・県庁前公園では、JA三重ビルの建替えと一体になったリニューアル工事を引き続き進めます。

③ 安全・安心な建築物の確保

- ・安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められているため、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可において、適確な指導・助言等を行います。
- ・地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があるため、住宅・建築物の耐震化等の取組を進めます。特に、木造住宅の耐震化については、能登半島地震での教訓を踏まえ、耐震の重要性を県民に広く周知、啓発を行うとともに、住まいの安全を確保するため、引き続き、市町と連携して耐震改修の促進に取り組みます。

④ 安全で快適な住まいづくりの推進

- ・増え続ける空き家問題への対応が必要であるため、市町が実施する空き家対策を支援します。特に、人口減少の社会減対策として移住者の住まいを確保するため、空き家の利活用に係る市町の取組を支援するとともに、県営住宅の空き住戸を移住者向け住宅として提供します。
- ・高齢者や子育て世帯等への居住支援が必要であるため、県営住宅の計画的な改修とニーズに応じた整備を行います。また、住宅確保要配慮者への支援制度の周知等の取組を進めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	3,528	3,191	4,758
概算人件費	1,192	1,182	－
(配置人員)	(134 人)	(134 人)	－

行政運営 7 公共事業推進の支援

(主担当部局：県土整備部)

行政運営の目標

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性が確保され、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

建設業の魅力発信や働き方改革、建設現場の生産性の向上等を推進することにより、建設業の担い手確保等につながり、「地域の守り手」である地域の建設企業による社会資本の整備・維持管理や災害対応等が実施され、県民の皆さんの安全・安心が確保されています。

建設工事等の受注者への不当要求等が根絶され、適正な履行環境が確保されています。

目標の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	<p>公共事業への信頼感の向上に向け、「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共事業の適正な執行・管理を行うことで、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保しました。</p> <p>しかしながら、令和5年度に企業庁発注工事にかかる総合評価入札において、職員が受託収賄罪で起訴されるという不祥事案が起こり、県民の皆さんの信頼を大きく損ねることとなりました。この事案への対応として、公共事業に対する信頼を回復するため、コンプライアンス規程・必携の制定と入札制度の改正を行い、再発防止に取り組みました。職員によるこのような不祥事案を二度と起こさないよう、強い危機感を持ち、公共事業への信頼感の回復に努める必要があります。</p> <p>第三次三重県建設産業活性化プランに基づく取組の結果、目標である建設業の魅力発信や働き方改革、建設現場の生産性の向上等が進みました。このプランの取組成果や残された課題、建設業を取り巻く状況の変化を捉え、「地域の守り手」である建設企業が将来にわたって存続できるよう、「三重県建設産業活性化プラン 2024」を新たに策定しました。</p> <p>建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境を継続的に確保することができました。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 公共事業の適正な執行・管理

- ・「三重県公共事業評価審査委員会」で 23 件の調査審議を受け、全て適正であると答申を得ました。「三重県入札等監視委員会」では、18件の調査審議を受け、全て適正と判断されました。
- ・次期進行管理システムの令和6年度運用開始に向け、構築業務を計画的に進めました。
- ・企業庁発注工事の贈収賄事件の再発防止策として、コンプライアンス規程・必携の制定と入札制度の改正に取り組みました。

② 公共事業を推進するための体制づくり

- ・「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、教育機関と建設企業との連携による学校訪問や出前授業など、担い手の確保に向けた建設業の魅力発信、働き方改革の推進のための週休二日制工事の定着および市町における導入促進に取り組みました。また、生産性向上のための施工時期の平準化、およびICTの適用工種拡大(小規模土工等)を推進しました。さらに技能者の処遇改善等に向け建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進などに取り組みました。

- ・建設業の担い手確保では、県土整備部の若手職員を中心とした「担い手確保支援チーム」により、教育機関と建設企業とともに若手目線での魅力発信や学校訪問、出前授業等の取組を実施しました。
- ・学識経験者や建設DX*の有識者、建設業界の代表者、高校教諭等で構成された検討会議等を開催し、専門的見地からの議論を経て、「担い手の確保」「労働環境の改善」「生産性の向上」「企業の安定経営」に取り組むことを柱とした「三重県建設産業活性化プラン2024」策定しました。
- ・2024年問題(時間外労働の上限規制適用)への対応として、特に問題となっている民間建築工事について、「適正工期の設定」「週休二日制工事の実施」を民間企業(建築確認申請者)へ周知するよう、建築確認機関に依頼しました。

③ 受注者への不当要求等の根絶

- ・三重県建設工事等不当要求等防止協議会について、全10地域の地域協議会及び本部協議会を開催し、不当要求の発生状況等を情報共有しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
公共事業の適正な執行							①	
—	適正な執行の継続	適正な執行の継続	達成	適正な執行の継続	—	適正な執行の継続	a	
適正に執行	適正な執行の継続	適正な執行の継続		—	—	—		
週休二日制工事(4週8休)の達成率							②	
—	60% (221件 /369件)	70% (258件 /369件)	135.7%	80% (295件 /369件)	—	100%	a	
37% (136件 /369件)	77% (284件 /369件)	95% (351件 /369件) (見込)		—	—	—		
ICT活用工事(土工)の実施率							②	
—	72% (93件 /130件)	79% (103件 /130件)	96.2%	86% (111件 /130件)	—	100%	b	
65% (84件 /130件)	65% (84件 /130件)	76% (99件 /130件) (見込)		—	—	—		
建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保							③	
—	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	達成	適正な履行環境の継続的な確保	—	適正な履行環境の継続的な確保	a	
適正な履行環境を確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保		—	—	—		

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 公共事業の適正な執行・管理

- ・公共事業の公平性・透明性を確保するため、公共事業の適正な執行・管理に継続的に取り組むことが必要です。引き続き「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共事業の適正な執行に取り組みます。
- ・業務の効率化が必要であるため、次期設計積算システムの構築に取り組みます。
- ・コンプライアンス規程・必携に基づき、職員の研修等を徹底し、不祥事防止に努めるとともに、引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応しながら、入札制度の改善に取り組みます。

② 公共事業を推進するための体制づくり

- ・県民生活に必要な不可欠な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保など重要な役割を担う地域の建設業が将来にわたり存続できるよう、「三重県建設産業活性化プラン2024」に基づき、教育機関との連携などによる「担い手の確保」、週休二日制の定着などによる「労働環境の改善」、建設DXの普及啓発などによる「生産性の向上」と、これらを支える「建設企業の経営安定」に向けた適正な利潤の確保に取り組みます。また、これらの取組が相乗効果を生み、より成果を出せるよう、適切に進捗管理を行います。

③ 受注者への不当要求等の根絶

- ・建設工事等の受注者への不当要求等に対して、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運営し、建設工事の不当要求根絶に取り組みます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	4,505	4,719	4,848
概算人件費	1,548	1,526	—
(配置人員)	(174人)	(173人)	—

「みえ元気プラン」のKPIのうち、R6の目標値を上方修正したもの

「みえ元気プラン」 施策の番号・名称	KPI項目	R6目標値		目標値を変更しようとする理由及び根拠
		変更前	変更後	
施策1-3 災害に強い 県土づくり	河川の流れを 阻害する堆積 土砂の堆積量 (累計)	215万 ^m ₃ (△55万 ^m ₃)	190万 ^m ₃ (△80万 ^m ₃)	令和5年度の実績や、令和6年度の予算措置 状況を踏まえて、令和6年度目標値を上方修 正します。
施策1-3 災害に強い 県土づくり	要配慮者利用 施設および避 難所を保全す る施設の整備 率	23% (7件/30件)	27% (8件/30件)	
施策1-3 災害に強い 県土づくり	市町ハザード マップへの高 潮浸水想定区 域情報の掲載 率	90% (10市町/ 11市町)	100% (11市町/ 11市町)	市町の進捗状況を踏まえて、 令和6年度目標値を上方修正します。
施策11-1 道路・港湾整備の 推進	危険な通学路 の交通安全対 策が完了した 割合	100% (228箇所/ 228箇所)	通学路交通安 全プログラム に基づく交通 安全対策を実 施(17箇所)	KPIで設定した「令和3年6月に千葉県八街市 の通学路で発生した死傷事故をふまえた合同 点検の要対策箇所のうち、対策を完了した割 合」については、令和5年度にすべての箇所の 対策を完了し、100%(完了)となりました。 今後は、市町ごとに策定した通学路交通安 全プログラムに基づき、安全対策を要する箇所 を目標に設定します。
施策11-3 安心して快適な 住まいまちづくり	県と市町が連 携して木造住 宅の耐震化に 取り組む戸数 (累計)	1,800戸	2,100戸	令和5年度の実績や、令和6年度の予算措置 状況を踏まえて、令和6年度目標値を上方修 正します。

(2) 令和6年 能登半島地震をふまえた 県土整備部の取組について

- (1) 大規模地震に備えた県土整備部の取組
- (2) 国土強靱化予算を活用した取組状況
- (3) 令和6年能登半島地震をふまえた新たな対策の取組状況
- (4) 大規模災害を想定した各種訓練

1. 大規模地震に備えた県土整備部の取組

- ・三重県は、南北に長く半島を有する等、能登半島地震で大きな被害を受けた石川県と地理的条件が類似
 - ・南海トラフ地震災害や激甚化・頻発化する風水害に備え、防災・減災、国土強靱化の取組強化が必要
- ⇒**これまでの対策** 国土強靱化予算を活用して県土の強靱化を推進するとともに、大規模災害を想定した各種訓練を実施
- ⇒**新たな対策** **能登半島地震をふまえて、南海トラフ地震対策等に必要な経費を補正予算で計上** 等

直接被害を防ぐための対策

✓ 住宅耐震化の促進

- ・地震時に建物の倒壊を防ぐため、昭和56年以前に着工された**木造住宅の耐震改修工事への補助限度額の増額**

NEW①

✓ 津波避難タワーの整備

- ・短時間で襲来する津波から避難するため**津波避難タワーの整備への支援の充実**

✓ 河川・海岸堤防の整備・耐震化

- ・地震、津波による浸水被害を軽減するため**ゼロメートル地帯における堤防や河口部の大型水門・樋門等の耐震化** 等

能登半島地震における住宅倒壊



大型水門の耐震化



災害時の公衆衛生問題等への対策

✓ 下水道施設の耐震化

- ・下水道施設の被災による公衆衛生問題等に対応するため、**下水道管路やマンホールの耐震化の推進**

マンホールの耐震化



✓ 災害時のためのトイレ等の整備

- ・一時避難場所である県営都市公園で、断水時にも使用できる**マンホールトイレ**等の整備
- ・災害発生時における**仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定の締結**

NEW②

NEW③

等

救助・救急対策が迅速に行われるための対策

✓ 「命の道」となる代替路の整備

- ・国道42号の津波浸水被害に備えた**近畿自動車道紀勢線**等の整備促進や、津波浸水想定区域を回避する**伊勢志摩連絡道路**等の整備

代替路の整備



近畿自動車道紀勢線
新宮紀宝道路

✓ 既設道路の機能確保

- ・災害発生時における道路の輸送機能を確保するため、**法面・盛土の土砂災害防止対策、渡河部橋梁の流失防止対策、橋の耐震対策、沿道建築物の耐震化、無電柱化**

既設道路の強化



落橋防止対策

✓ 道路啓開の迅速化

- ・南海トラフ地震に備え、国土交通省、県、市町、建設業者等が連携している**能登半島地震の教訓をふまえた「中部版くしの歯作戦」の見直し**

NEW④

道路啓開の迅速化



道路啓開の様子

(能登半島地震(能越自動車道))

※北陸地方整備局HPより

✓ 港湾施設の機能確保

- ・災害発生時における緊急支援物資等の輸送機能を確保するため、**耐震強化岸壁の改修**

耐震強化岸壁の改修



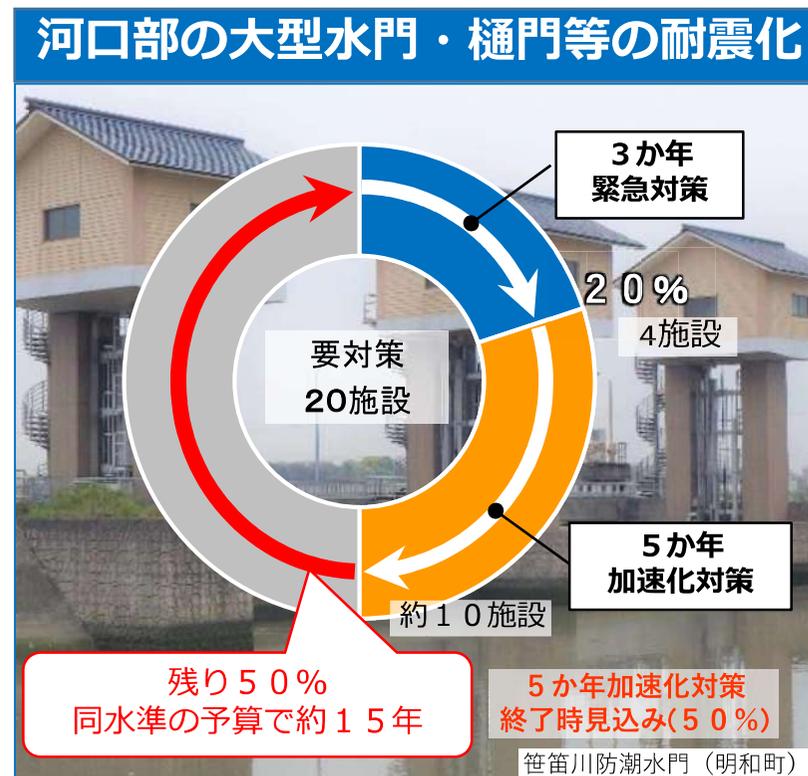
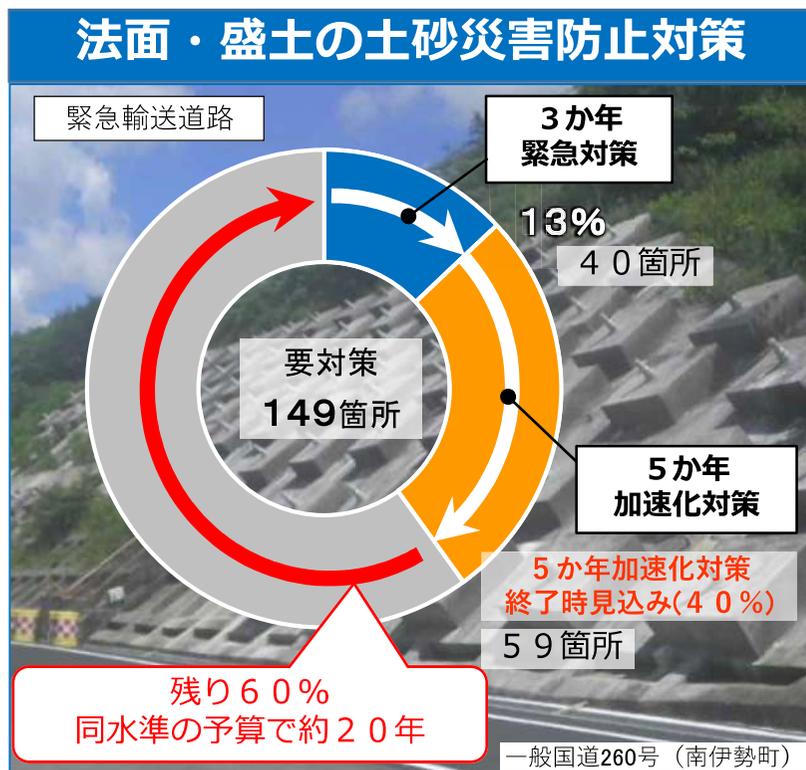
等

大規模災害を想定した各種訓練の実施

- (1) **県土整備部独自の初動対応訓練** (地震発生時初動パトロール訓練、初動体制参集訓練、関係機関とのWEBによる情報共有訓練、「くしの歯作戦」道路啓開訓練)
- (2) **応急仮設住宅建設シミュレーション訓練** (3) **被災建築物応急危険度判定 連絡・模擬訓練** (4) **復興事前準備研修** 等

2. 国土強靱化予算を活用した取組状況

国土強靱化予算を活用して、県土の強靱化が着実に進んでおり、5か年加速化対策後も継続的かつ安定的な予算の確保が必要



【今後の方針】

現在、国において、令和6年能登半島地震の経験もふまえ、施策の実施状況の評価等「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を加速化中

国土強靱化実施中期計画に盛り込む内容

- ① **計画期間**
- ② 計画期間内に実施すべき**施策の内容・目標**
- ③ ②のうちその推進が特に必要となる**施策の内容・事業規模**

県では、国土強靱化実施中期計画が策定された後、計画の内容をふまえて、次期達成目標を検討予定

3. 令和6年能登半島地震をふまえた新たな対策の取組状況

NEW①

令和6年度 6月補正予算
36,957千円

(1) 木造住宅の耐震改修への支援

【木造住宅の耐震化への支援を拡充】

1. 拡充の背景

能登半島地震を受け、本県でも南海トラフ地震等に備え、耐震性のない木造住宅の耐震化を強力に推進する必要があることから、耐震化支援の拡充。



【能登半島地震】

2. 耐震診断

拡充内容

補助件数 1,957件 → 3,200件

<制度の概要>

- ・診断費用 47,200円
- ・自己負担なし

国 1/2 23,600円	県 1/4 11,800円	市町 1/4 11,800円
---------------------	---------------------	----------------------

3-1. 耐震補強設計

拡充内容

- ①補助件数 58件 → 83件
- ②補助率(最大) 県1/3・市町1/3 → 負担割合 県1/2・市町1/2

<制度の概要>

- ・補助対象経費の全額を補助
- ・県補助上限 9万円
- ・補助金額18万円(上限)を超える場合は自己負担
- ・設計費21万円の場合、自己負担は3万円

個人等 3万円	県 1/2 9万円	市町 1/2 9万円
------------	-----------------	------------------

補助金額18万円(上限)

3-2. 精密診断法による耐震補強設計

拡充内容

- 精密診断法による木造耐震補強設計にかかる補助上限の上乗せ(新規)
- ①補助件数 83件
- ②県1/2・市町1/2各8万円を上限に上乗せ

精密診断法

目視中心の一般診断と異なり、必要に応じ壁や天井を剥がし、内部構造を確認する詳細な診断。より詳細な診断情報に基づき補強設計を行うことで、その後の補強工事の費用低減が期待できる。

<制度の概要>

- ・設計費34万円の場合、自己負担は0
- ・補助金額34万円を超える金額は自己負担

県 1/2 8万円	市町 1/2 8万円	県 1/2 9万円	市町 1/2 9万円
-----------------	------------------	-----------------	------------------

補助上乗せ 16万円(上限) 補助金額 18万円(上限)

4. 耐震補強工事

拡充内容

- ①補助件数 42件 → 45件
- ②補助上限の上乗せ 県25万円、市25万円 → 県50万円、市町50万円

<制度の概要>

- ・県補助上限 50万円
- ・工事費320万円の場合、自己負担は170万円

個人等 170万円	国 1/3 50万円	県 1/3 50万円	市町 1/3 50万円
--------------	------------------	------------------	-------------------

補助金額150万円(上限)

3. 令和6年能登半島地震をふまえた新たな対策の取組状況

NEW②

(2) 県営都市公園の防災機能強化

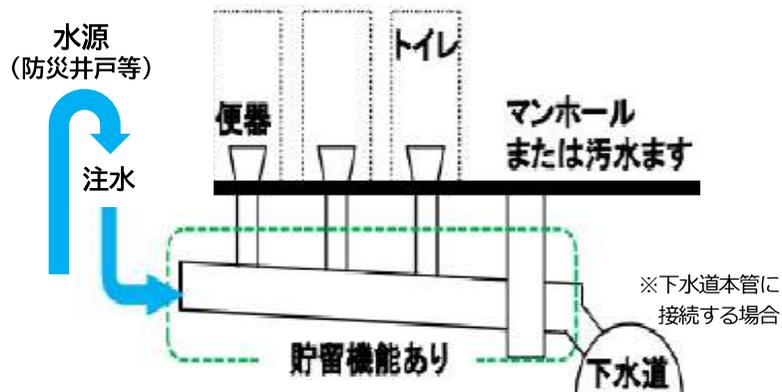
【マンホールトイレ等の設置】

一時避難場所である県庁前公園等の防災機能を強化するため、**断水時にも使用できるマンホールトイレや防災井戸等を整備。**

<マンホールトイレの整備例>



<イメージ図>



出典：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（2021版；国土交通省水管理・国土保全局 下水道部）を一部加工して引用

■ 県庁前公園

令和6年度 6月補正予算
6,930千円

<整備予定の防災施設>

- ・マンホールトイレ（貯留型(下水道本管接続)）
- ・資材倉庫（便器・テント等）
- ・水源（防災井戸及び貯水槽）
- ・照明（太陽光タイプ）
- ・かまどベンチ 等

<整備スケジュール>

- ・R6：詳細設計・地質調査
- ・R7～R8：工事



リニューアル中の県庁前公園

■ 熊野灘臨海公園

令和6年度 当初予算
52,500千円

<整備予定の防災施設>

- ・高台広場
- ・マンホールトイレ（貯留型(汲み取り式)）
- ・資材倉庫（便器・テント等）
- ・照明（太陽光タイプ）
- ・かまどベンチ 等

<整備スケジュール>

- ・R3～R6：調査・設計
- ・R6～：工事（完成時期未定）



熊野灘臨海公園における高台広場整備

■ その他の県営都市公園

それぞれのリニューアルに合わせて随時検討していきます。

3. 令和6年能登半島地震をふまえた新たな対策の取組状況

NEW③

(3) 災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定 (令和6年5月31日協定締結)

【概要】

日本建設機械レンタル協会中部ブロックとは平成23年に協定を締結していたが、今回、**建設業協会が協定に加わり、災害発生時に工事現場で使用している仮設トイレ（約500基増）等の資機材の供給と運搬・設置を建設業協会が行うこと**が協定に明記された。



48



3. 令和6年能登半島地震をふまえた新たな対策の取組状況

NEW④

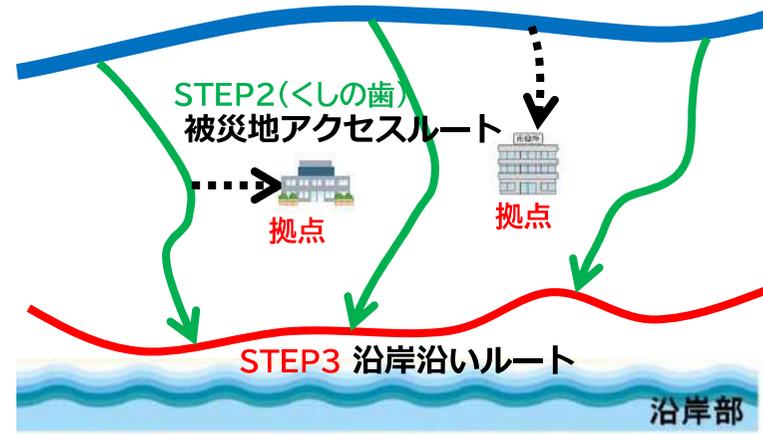
(4) くしの歯作戦の見直し

【くしの歯作戦とは】

東日本大震災の際に沿岸部が津波により被害を受けたため、東北自動車道等から沿岸部へ「くしの歯」のように何本もルートを開く作戦が「くしの歯作戦」として実施された。

中部地方においても同様に、高速道路等から沿岸部につながる国道や県道を優先的に開く、中部版「くしの歯作戦」を策定している。

STEP1(くしの軸) 広域支援ルート



平成24年3月に中部版「くしの歯作戦」策定
令和6年5月第13次改訂（最新）

【くしの歯作戦の見直し】

能登半島地震において地滑りによるトンネルの崩壊が発生。被害想定の見直しを行い、**地滑り等の危険性のあるトンネルを抽出し、迂回路の設定**を検討する。

【能登半島地震：地滑り地形が原因と想定されるトンネル崩落】

<国道249号 中屋トンネル>



<国道249号 大谷トンネル>



延長100m程度の覆工コンクリートが崩落、
設計や施工に不具合はなし



4. 大規模災害を想定した各種訓練

(1) 県土整備部独自の初動対応訓練

①地震発生時初動パトロール訓練

地震発生時を想定し、速やかにパトロールに出発し、本庁と事務所との円滑な情報共有方法を確認。



橋梁パトロール



スマホカメラによる中継



本庁と事務所の画像共有

②初動体制参集訓練

勤務時間外の発災を想定し、他所属へ参集する職員も参加して担当業務を確認。



会議室への参集状況



担当業務の確認

4. 大規模災害を想定した各種訓練

(1) 県土整備部独自の初動対応訓練

③ 関係機関とのWEBによる情報共有訓練

円滑な機器操作、情報伝達のため、各事務所からの現場ライブ映像の配信方法を確認。



④ 「くしの歯作戦」道路啓開訓練

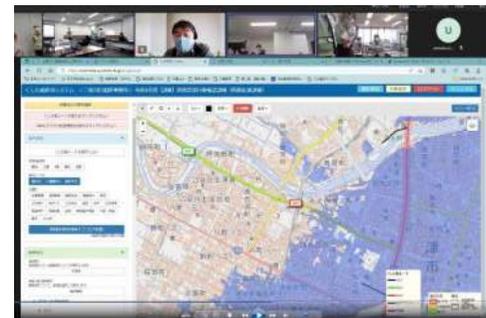
国・県・市町の道路管理者と建設業協会が拠点事務所に参集し、道路啓開ルートの検討と「くしの歯システム」の利用方法を確認。



国県市町と建設業協会代表者が参集



道路啓開ルートの検討



くしの歯システムの活用

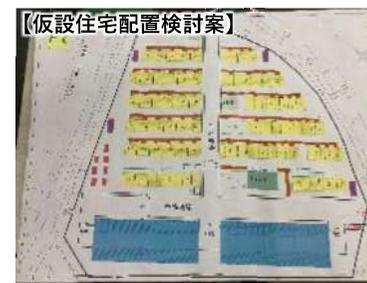
その他 津波を想定した防潮扉手動閉鎖訓練、排水ポンプ車操作訓練 等を実施

4. 大規模災害を想定した各種訓練

(2) 応急仮設住宅建設シミュレーション訓練

大規模地震発生時の応急仮設住宅建設において、建設を円滑かつ効率的に実施できるよう、県・市町職員及び建設関係者と、連絡調整や技術的な対応方法等の確認について、毎年訓練を実施。

令和3年度からは、一般社団法人プレハブ建築協会と協力し、県内の仮設住宅建設候補地において、実際に必要となる調査を現地で行い、住宅の配置計画を検討する実践的な実地訓練を行っている。(令和5年度は、能登半島地震の発生を受け中止)



令和4年度の訓練概要

- ・日時：令和5年2月10日（金）10時～16時
- ・場所：紀北町役場（現地調査場所：赤羽公園）
- ・参加者：県・市町職員 25名

仮設住宅の概略・仕様説明、 用地の要件・調査事項の確認

訓練の流れ及び応急仮設住宅の仕様や建設をする際の注意点等の説明を受けた。



建設用地の状況について 確認・調査

班ごとに現地において、主に地形、インフラ、周辺施設等について確認を行った。



配置計画の検討・作図

現地調査の結果をふまえ、周辺の環境や居住世帯の状況等を考慮し、各班に分かれて、住戸（4種類）の戸数及び配置、駐車場、集会所、浄化槽・受水槽等の必要数やその配置、また、居住者の動線等に配慮しながら検討・作図を行った。



配置計画の発表、 DXを活用した配置計画事例紹介

検討・作図後、各班から配置計画について発表を行い、（一社）プレハブ建築協会の講師から講評を受け、また、同協会からは条件を入力するだけで、瞬時に配置計画が作成できるDXを活用した配置計画作成の事例を紹介いただいた。



令和6年度の訓練予定

- ・日時：令和7年1月頃
- ・場所：志摩市を予定

4. 大規模災害を想定した各種訓練

(3) 被災建築物応急危険度判定 連絡・模擬訓練

被災建築物応急危険度判定とは、余震等による二次災害を防止する目的で実施するもので、地震直後の短期間に数多くの建築物を判定する必要がある。

震災発生時に応急危険度判定実施本部を置く市町が迅速かつ適確に判定活動を行える体制をとれるよう、被災建築物応急危険度判定士を確保するとともに、毎年2回、連絡訓練を実施。

なお、令和6年度は判定技術の維持、向上を図るため、判定士を対象とした判定模擬訓練を実施する。



令和5年度の訓練概要

連絡訓練

全国訓練：1回、県内訓練：1回

模擬訓練

(一社)三重県建築士会主催の判定模擬訓練を後援・協力し、訓練に参加。

※延べ参加人数 51名(うち行政職員27名)



令和6年度の訓練予定

連絡訓練

全国訓練：1回、県内訓練：2回

模擬訓練

判定技術の維持、向上を図ることを目的に、判定士を対象とした判定模擬訓練を実施する。(2回)

この訓練では、実際の被災地で応急危険度判定を実施した判定士からの経験談をふまえた講習と、木組模型を使った柱の傾きを計測するほか、被害写真を使って被害状況をイメージし、実際の調査票や判定ステッカーを用いて判定作業の訓練を行う。

模擬訓練のイメージ



4. 大規模災害を想定した各種訓練

(4) 復興事前準備研修

研修の目的

- 県では、みえ防災・減災センターと共に、**市町が大地震発災後に速やかに復興まちづくりに着手できるように、復興事前準備研修を実施**
- 講演や演習等を通じて、**復興事前準備の重要性を学び、理解を深めることを目的**としている。

取組状況

H30-H31

復興まちづくりに関する講演会の実施

R2-R3

復興計画づくりのプロセスをまとめた手引きの作成

R4-

作成した手引きに基づき、被害想定をふまえた復興まちづくりの検討と、発災後の復興手順を学ぶ模擬演習を実施
能登半島地震をきっかけに、県内市町の復興まちづくりに対する関心が高くなっていることから、市町へ出向く出前形式での研修を継続して実施する予定

R4 県内3会場（鈴鹿・伊勢・尾鷲庁舎）で実施

R5 鈴鹿市、名張市で実施

R6 県内2市で実施予定



R5研修の様子(三重大学三宅教授による講演)



R5研修の様子(模擬演習)

地域を支える建設業の将来像イメージ



令和6年6月
常任委員会

(3)三重県建設産業活性化プラン2024

R6 取組内容について

県土整備部
公共事業運営課
建設業課
技術管理課

プラン取組の最新情報はこちら↓ 担い手確保支援チームの活動状況↓



X (旧Twitter)
@mie_kasseika



Instagram
@MIE_KENDO_NINAITE



目次



三重県建設産業 活性化プラン 2024

1. 三重県建設産業活性化プラン2024

2. 令和6年度の取組

《4つの取組方針に基づく取組》

1) 担い手の確保

2) 労働環境の改善

3) 生産性の向上

4) 企業の安定経営に向けた対応

《取組の効果検証》



1. 三重県建設産業活性化プラン2024

1. 将来ビジョン

時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける

計画期間

【 令和6(2024)年度 ~ 令和9(2027)年度 】

2. 取組方針

地域の建設業が地域の守り手としてその役割を担い続けることができるよう、適正な利潤の確保に配慮しつつ、この4年間では、次の3つの取組方針を柱として、相互に連携し、相乗効果を生み出しながら、新たな将来ビジョンをめざします。

【取組方針1:担い手の確保】

「担い手の確保」では、新卒者やU・Iターン人材の建設業界への入職が定着するよう、①教育機関・建設業界・行政が連携し、②生徒・学生への魅力発信・動機付け等を行うとともに、③U・Iターン人材等への働きかけに取り組みます。

【取組方針3:生産性の向上】

「生産性の向上」では、①建設DXの導入を支援し、ICTやBIM/CIM等の②建設DXの活用を促進させるとともに、新技術の活用等、③建設DXの持続的な推進に取り組みます。

【取組方針2:労働環境の改善】

「労働環境の改善」では、自分・家族の時間が大切に行えるよう、①週休2日制の定着や②施工管理の効率化・分業化による労働時間の削減に取り組みます。また、就業者が業界に定着するよう、③安全で快適な労働環境の実現を目指すとともに、④人材育成や福利厚生が充実するための支援などに取り組みます。

【3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針】

「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」の取組方針にある施策を推進していくため、建設企業の経営状況の確認と適正な利潤の確保などに取り組みます。

◆ 各取組の関係性のイメージ





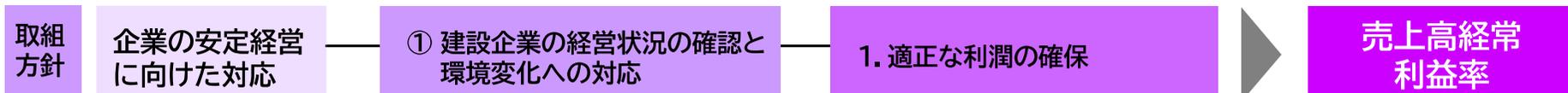
1. 三重県建設産業活性化プラン2024

3 施策体系

以下の3つの取組方針のもと、10施策、23項目を実施するとともに、これらの取組に不可欠な企業の安定経営に向けた取組を継続的に実施します。



3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針





1. 三重県建設産業活性化プラン2024

<取組指標>

取組指標を設定し、明確な目標を定め各施策を実行

取組方針1 担い手の確保

取組指標	現状値 令和4年度	目標値 令和6年度	目標値 令和7年度	目標値 令和8年度	目標値 令和9年度
高卒就業者数の建設業の割合 (建設業就業者数/高卒就業者数)	5.9% (201人 /3,390人)	6.1%	6.4%	6.7%	7.0% (219人 /3,126人)

取組方針2 労働環境の改善

取組指標	現状値 令和4年度	目標値 令和6年度	目標値 令和7年度	目標値 令和8年度	目標値 令和9年度
年間総実労働時間	1,885時間	1,860時間	1,840時間	1,820時間	1,800時間

取組方針3 生産性の向上

取組指標	現状値 令和4年度	目標値 令和6年度	目標値 令和7年度	目標値 令和8年度	目標値 令和9年度
Aランク建設企業のASP活用率 (ASPを活用/三重県発注工事受注 企業) ※ 土木一式Aランク	4% (8社/181社)	30%	50%	80%	100%

3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針

取組指標	現状値 令和4年度	目標値 令和6年度	目標値 令和7年度	目標値 令和8年度	目標値 令和9年度
売上高経常利益率	4.8%	5.1%	5.4%	5.7%	6.0%



2. 令和6年度取組 【取組方針1 担い手の確保】

県、建設業界、教育機関が連携し、建設業の担い手確保に向け、各種取組を推進中！

令和5年度 主な取組

- ① 学校訪問（進路指導教諭等）
22校（県立14校、私立6校、高専1校、短大1校）
- ② 出前授業（進路ガイダンス含む）
13校（県立7校、私立5校、短大1校）
★うち3校は探究の授業
- ③ 現場見学会（出前授業との同時開催校有）
14校（県立13校、高専1校）
- ④ 実習授業
2校（県立2校）
- ⑤ 進路教諭と建設企業の交流会
1地域（伊賀地域）
- ⑥ 担い手支援チーム発信の取組
学校クラブとのコラボ動画
- ⑦ 魅力発信
（SNS インスタグラム開設）
週1回を目標に更新



① 学校訪問



進路指導教諭との情報交換と、出前授業等、魅力発信機会の開催を依頼

② 出前授業（探究の時間）



学校周辺エリアの課題をみんなで解決！クイズ形式の参加型授業で大盛況☆

③ 現場見学会



普段は入れない、建設現場で実際の仕事を体験！

④ 実習授業



専門技術者からレクチャーを受け、自校の校内でアスファルト舗設を体験！

⑤ 進路指導教諭と建設企業の交流会



地域の先生が集まる場で、地域の建設業をPRし関係性を強化

⑥ 担い手支援チーム発信の取組



発信力の高いダンスクラブとコラボし、建設業の楽しいイメージを広く発信！



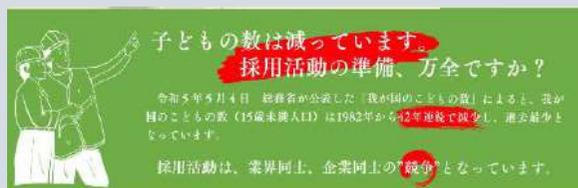
2. 令和6年度取組 【取組方針1 担い手の確保】

<取組施策① 教育機関・建設業界・行政の連携 >

生徒が欲しい雇用情報や他業種が行っている効果的な求人活動を
現役の進路指導教諭から直接レクチャー



採用活動における連携



現役高校教師が
採用活動向上セミナーを行います！

●講師
三重県立全名北高校
井上 進路教諭

●経歴
平成13年から進路指導に
務め、現在も現役で指導
を行う。就職を納めた生
徒数は200名以上。
進路指導やキャリア教育
等での講演実績も多数。

●開催内容
①「三重県建設産業活性化プラン2024」の取組説明
※三重県より説明を行います
②採用活動向上セミナー
・高校生の就職動向
・企業界における求人の動向
・求人票の書き方 など
③意見交換

ご応募はこちらから



- ・北勢地域で令和6年5月31日に開催
- ・30社 約40人が参加 (Web参加含む)

その悩みお教えします！！

セミナーの主なテーマ

- 1 高校生の就職事情
- 2 建設業の魅力化アップのための提言
- 3 高卒求人票について
- 4 自社アピールの方法
- 5 他業種に見られる工夫

県立北高校
進路指導部 代表
井上先生



受講した感想

今回のセミナーを通じて密な情報を得られてよかった。

他業種と比較して、建設業に足りないことがたくさん知れた。

自社の求人の問題点に数多く気づくことができた。

高校へのアピール方法など今までの疑問が解消された。

高校生の視点も分かり、現役の先生の話はすごくためになった。

あと1～2月早く開催されると良かった。

【今後の取組】

受講者の感想等を踏まえ、他地域においても取組を検討



2. 令和6年度取組 【取組方針1 担い手の確保】

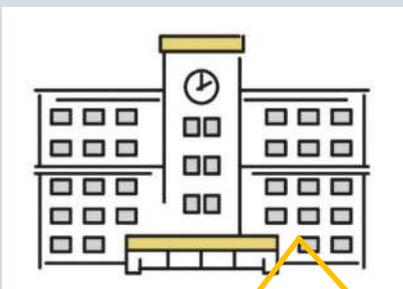
<取組施策② 生徒・学生への魅力発信・動機付け>

生徒への資格取得の支援により就職意欲を早期に動機付け



資格の取得支援

対象学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2年生										受検率向上講習 (土木・建築)		
3年生		令和7年度 合格率向上講習 (土木・建築)		試験			試験					



資格重要!

わかりやすい♪

【県の支援】

資格取得に向けて効果的に勉強できる環境の整備
(講師・開催場所の調整)

【取組ターゲット】

対象：工業系（建設系学科）高校の生徒
資格：2級土木・建築施工管理技士の取得

【取組時期】

受検率向上講習（土木・建築）：2年生の12月
合格率向上講習（土木・建築）：3年生の5月

【資格合格者の実績】

令和4年度：92名



2. 令和6年度取組 【取組方針1 担い手の確保】

<担い手確保支援チーム>

若手の視点で建設業の魅力を発信！



担い手確保支援新チーム
2024



← 事務局

← メンバー

出前授業での先生や コーディネーター



出前授業の先生



出前授業のコーディネーター

SNSへのポスト



若手視点の企画



PRグッズの作成



労働環境の改善の取組（令和5年度）

県発注工事の週休2日制の推進

(ロードマップ)

試行の概要		目標	
		工種	件数
H28	土日完全週休2日(発注者指定型)		
R4	月2回土日完全週休2日(発注者指定型)	土木一式、舗装、予定価格、2千万円以上、法面処理、予定価格、1千万円以上	すべて。(現場閉所困難工事は除く)
	月2回土日完全週休2日(受注者希望型)	全工種	すべて。(現場閉所困難工事は除く)
R5	月2回土日完全週休2日(発注者指定型)	全工種	すべて。(現場閉所困難工事は除く)

段階的に拡大

- 業界と連携し目標を定め段階的に取組を拡大
- 全ての発注工事（閉所困難工事を除く）において4週8休を条件に発注
- 県土整備部発注工事のうち、96%が4週8休を達成

建設業界全体への取組促進

市町の取組促進



県内の19市町の幹部職員を訪問し、週休2日等の取組の推進を要請

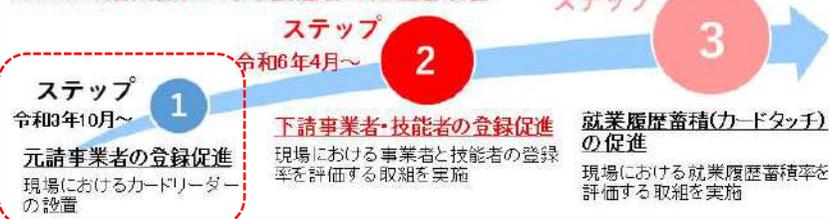
民間工事への取組促進



労働局と連携し、週休2日を含めた適正工期の確保等について、建築確認審査機関を通じて民間企業（発注者）に周知を依頼

建設キャリアアップシステム

モデル工事を段階的に実施し、CCUS活用を促進
CCUSの活用拡大により技能者の処遇を改善



ステップ1（令和3年10月～令和6年3月）
 モデル工事による元請事業者の登録促進

- 元請事業者登録率（令和5年度末時点）
- 土木一式Aランク 96%
- 土木一式Bランク 80%
- 建築一式Aランク 76%

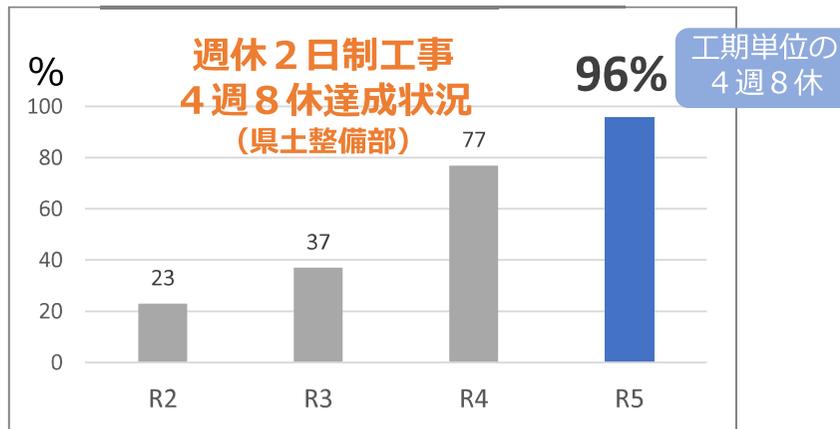


2. 令和6年度取組 【取組方針2 労働環境の改善】

<取組施策① 週休2日制の定着>

時間外上限規制、担い手確保に対応するため業界全体で週休2日を定着！

県発注工事の取組の深化



週休2日制工事（4週8休）達成率 = 4週8休を達成した工事件数/月2回土日完全週休2日制工事件数

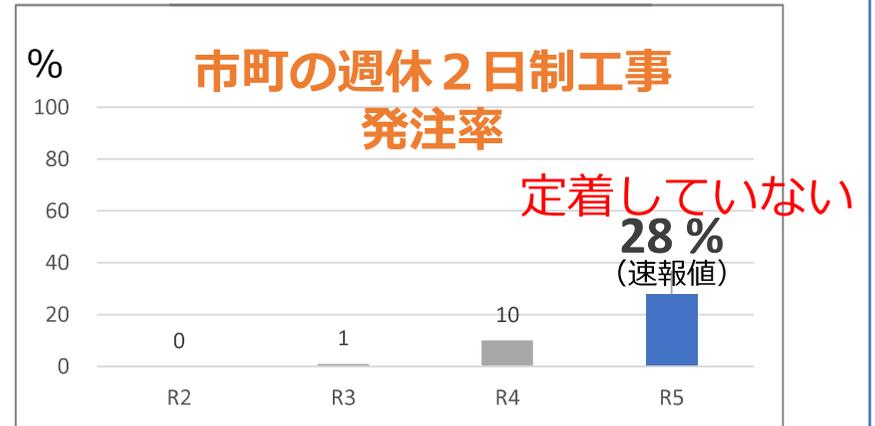
4週8休が定着
次のステップへ



<休日の質の向上>

- ・ 県土整備部の全ての工事を工期単位から月単位の4週8休へ (R6.7~)
- ・ 現場閉所困難工事において、交替制を導入 (令和6年度中)

業界全体に取組を促進



市町の週休2日制工事発注率
= 全市町の週休2日制設定工事件数/全市町の発注工事件数 (現場閉所困難工事除く)

業界全体 (市町・民間)
の取組を促進



市町幹部への取組要請



労働局と連携した建築確認審査機関への周知



2. 令和6年度取組 【取組方針2 労働環境の改善】

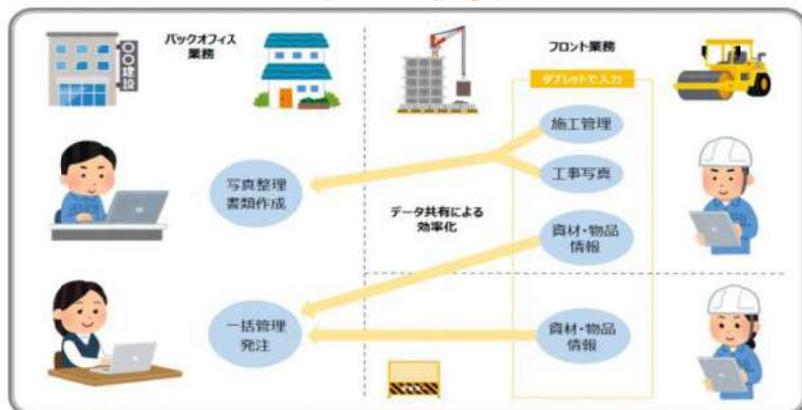
<取組施策② 施工管理の分業化・効率化>

労働者の労働時間削減に寄与する取組を促進！



バックオフィスの導入促進

新しい働き方としてバックオフィスの導入を後押し



(出典)：新潟県HP

- ・バックオフィス説明会の開催
導入検討企業に向け概要・効果を説明
- ・バックオフィスの導入を支援
導入企業に金銭的支援を実施



バックオフィス作業イメージ

◎バックオフィス

- ・技術者が現場で行っていた施工管理等の書類作成を、会社内の別の担当者が支援し作業を分業化
- ・現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就労時間の短縮に効果的

遠隔臨場・ASPの推進

遠隔臨場・ASPを積極的に活用し労働時間の短縮を後押し

遠隔臨場

遠隔地から Web 会議システム等を介して段階確認を実施



移動時間・待ち時間の削減

情報共有システム(ASP)

公共工事の受注者、発注者がクラウドで書類提出等をやりとり



移動時間の削減

- ・市町発注工事の導入を支援



2. 令和6年度取組 【取組方針2 労働環境の改善】

<取組施策③ 安全で快適な労働環境の実現>

労働者が安全・快適に作業できる環境の整備

NEW

施工現場の安全確保



ライブカメラや遠隔臨場により、安全管理を実施

- 事故の未然防止には、作業の途中段階での安全パトロールが効果的
- 事故の減少は建設業のイメージアップとなり、担い手確保にも繋がる

NEW

柔軟な働き方の促進



リモートワーク

リモートワークやフレックスタイムなど柔軟な働き方を採用する企業を総合評価で評価することを検討

<取組施策④ 人材育成・福利厚生>

企業が成長・発展するための人材育成

技能者の処遇改善

モデル工事を段階的に実施し、CCUS活用を促進



CCUS（建設キャリアアップシステム）の活用拡大により技能者の処遇を改善



NEW

福利厚生の充実

福利厚生が充実している企業を総合評価で評価

（評価項目）（R6.6～）

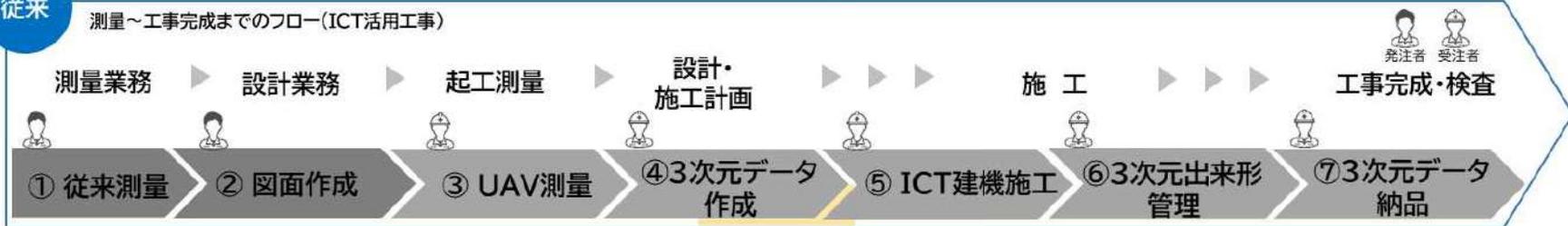
- キャリアパスの策定
- 従業員の資格取得の支援
- ハラスメント研修の実施
- 福利厚生の充実

生産性の向上 取組イメージ

建設現場の生産性向上・労働環境改善のために、発注者が取り組む建設DX推進のイメージ

従来

測量～工事完成までのフロー(ICT活用工事)



目指す姿に向けての取組内容

取組方針 生産性の向上

- ② 1 建設DX研修による人材育成
・3次元データを活用できる人材を育成
- ② 2 ICT活用工事の推進
・発注者による3次元測量データの作成・提供
- ② 3 BIM/CIM活用、支援
・BIM/CIMの3次元設計データを提供

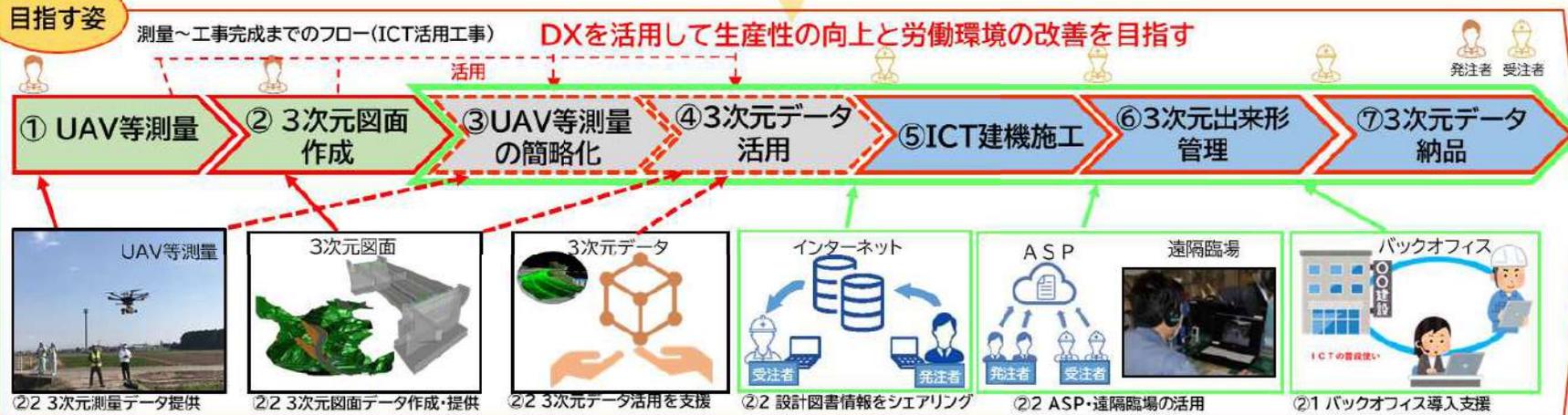
取組方針 労働環境の改善

- ② 1 施工管理の社内分業化への支援
・バックオフィスの導入を支援
- ② 2 施工管理の効率化の支援
・ASPや遠隔臨場の活用を推進
・設計図書に関する情報をシェアリング

目指す姿

測量～工事完成までのフロー(ICT活用工事)

DXを活用して生産性の向上と労働環境の改善を目指す





2. 令和6年度取組 【取組方針3 生産性の向上】

<取組施策① 建設DXの導入 >

建設DXを知る機会を創出し建設現場の活用を促進！

建設企業向け 建設DX促進説明会



説明会参加募集ポスター（三重県）
R5年度実績 130名参加

開催内容（予定）

- ・情報共有システム（ASP）の活用について
- ・建設現場における遠隔臨場について
- ・ICT活用工事の取り組み状況について
- ・ICT活用工事のアンケート分析について
- ・意見交換
- ・ICT活用工事の事例紹介
- ・質疑応答
- ・バックオフィスの紹介

・県内10会場で開催予定

対象：DX導入を検討している技術者
CPDS：3ユニット付与

NEW バックオフィス説明会

開催内容（予定）

- ・バックオフィスの概要
- ・バックオフィスの効果
- ・導入企業の成功事例紹介

<取り組みの視点>

- ・バックオフィスは、複数現場のルーチン業務などを担えるため現場の負担軽減に有効
- ・建設業での新しい働き方として建設業のイメージアップにも効果的。
- ・企業規模に合わせ、バックオフィスが担う役割を設定し導入すると効果的



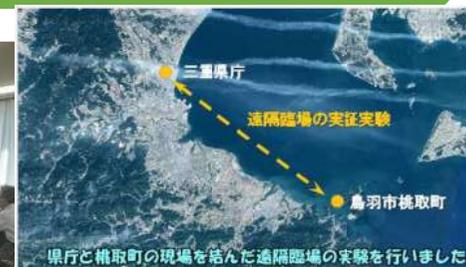
・新規開催予定

対象：バックオフィスの導入を検討している経営者

市町への建設DX活用への理解拡大と支援



市町職員にASPと遠隔臨場について説明

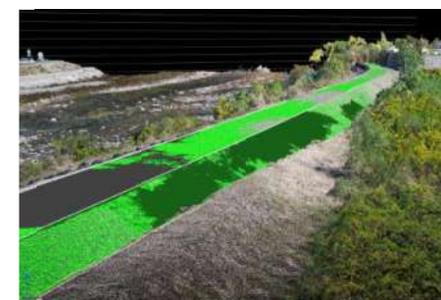


県庁と桃取町の現場を結んだ遠隔臨場の実験を行いました

離島でも遠隔臨場ができることを確認



ICT活用工事（ICT建機施工）



ICT活用工事（3次元設計データ）

- ・発注者協議会によるフォローアップ
- ・ICT活用工事等の要領策定を促進



2. 令和6年度取組

【取組方針3 生産性の向上】

<取組施策② 建設DXの活用 >

自社でICT活用工事が完結でき、ASP、遠隔臨場も活用できるDX人材を育成！

NEW

建設企業向け 建設DX講習会

講習会内容

- ・ICT活用工事「3次元起工測量」
- ・ICT活用工事「3次元データ作成」
- ・遠隔臨場の操作研修
- ・ASPの操作研修



UAVによる起工測量研修



3D-CADソフトの操作研修



遠隔臨場の実践

【対象者】

ICTスキルをアップさせたい技術者

【ランク別】

受講者のスキルレベルに合わせ2種類開催

初中級 3回
上級 2回 開催

【目標】

- ・ICT活用工事を自社で完結できる
- ・ASPや遠隔臨場が活用できる



DX人材を育成！

NEW

BIM/CIMの活用支援

R3～試行

設計段階で作成された3次元モデルなどを活用



特定部(複雑な箇所、干渉等)の確認

R6～試行

施工計画の検討補助 現場作業員等への説明



2次元図面の理解補助

※BIM/CIM: 建設事業で取扱う情報をデジタル化することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化を図る

<取組施策③ 建設DXの持続的な推進 >

あらゆるDXにより生産性を向上！

NEW

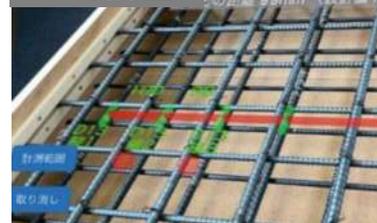
新技術の活用

汎用モバイル機



モバイル端末による出来形管理

AR配筋検査



スキャナで鉄筋間隔を自動計測し画面表示

VR体験状況



ゴーグルにより建設現場を疑似体験

2. 令和6年度取組

【3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針】

建設企業の適正な利潤を確保し、3つの取組方針に基づく取組の推進を下支え

NEW

最低制限価格の見直し

令和5年度まで

(直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97 +
現場管理費 × 0.90 + 一般管理費等 × 0.75) × 1.1

R6.4.1改正

(直接工事費 × 1.00 + 共通仮設費 × 1.00
+ 現場管理費 × 0.90 + 一般管理費等 × 0.75) × 1.1

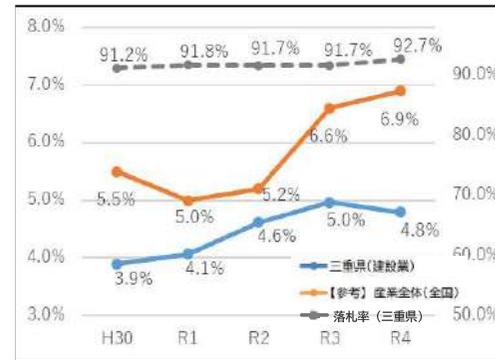
最低制限価格の底上げによる落札率の
上昇により企業利益を下支え

各取組
効果

財務指標等の分析による動向把握

売上高経常利益率

落札率

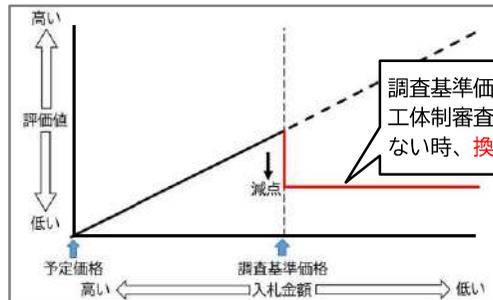


三重県 92.7% (33位)
愛知県 95.4% (11位)
岐阜県 94.6% (21位)
静岡県 95.2% (12位)
全国平均 93.9%

財務指標や落札率の変化を確認し、建設業界の経営状況を確認

NEW

総合評価方式 評価値改正



調査基準価格を下回る者が、施工体制審査意向確認書を提出しない時、換算後加算点を減点

下請け企業、労働者、資材メーカーにダンピング受注のしわ寄せが及ぶことを防ぎ、適正な価格での受注を促す

プランの各取組の推進には
企業の安定経営が不可欠

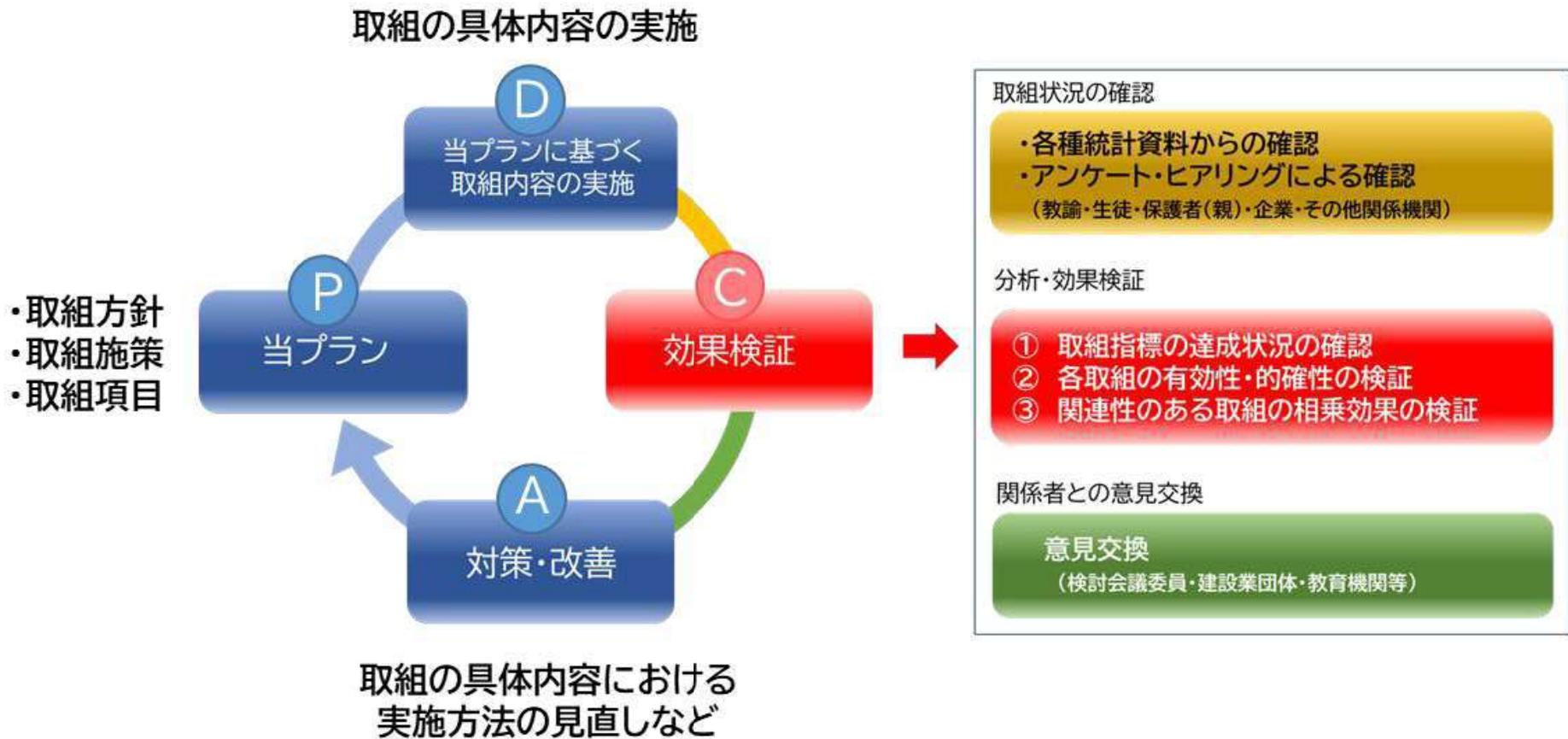
企業の安定経営

状況に応じて、建設企業が適正な利潤を確保できるよう、
入札制度等の改善を実施



取組の効果検証

- 取組を効果的に進めるため、各取組の効果を検証するための会議を開催し、委員と意見交換を実施することで、対策・改善を行いながら取組を推進
- 統計資料やアンケート調査等により取組方針の進捗を代表する取組指標や各取組項目の達成状況を確認



(4)三重県流域下水道
地球温暖化対策計画(仮称)素案について

目次

- 1 計画の策定
- 2 流域下水道事業から発生する温室効果ガスとその要因
- 3 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組
- 4 温室効果ガス排出量の削減目標
- 5 策定スケジュール
- 6 計画の進捗管理

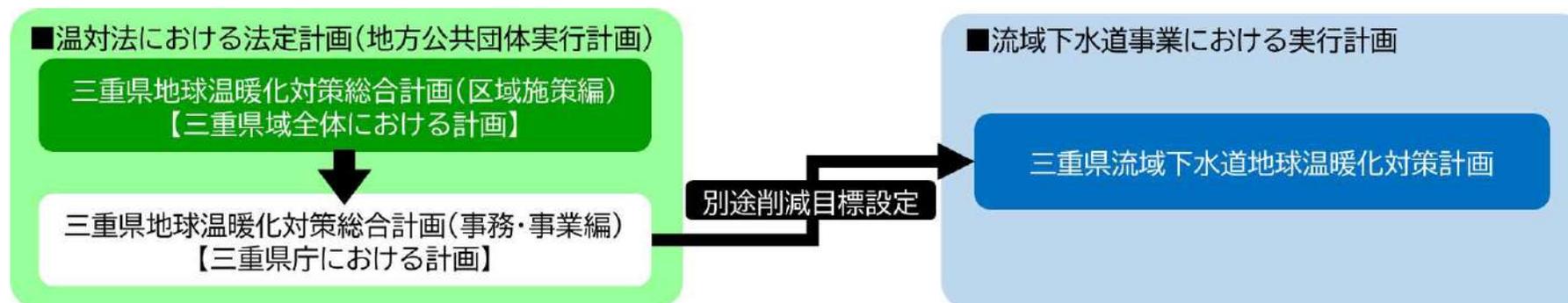
1 計画の策定

◎令和5年3月に改定した「三重県地球温暖化対策総合計画」※(以下、「県計画」という。)では、県の事務・事業における2030年度までの削減目標を52%(2013年度比)としていますが、今後も施設の拡張が見込まれる流域下水道事業については、「別途削減目標を設定するなど、削減に向けた取組を行っていくこと」としています。

(※地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)で策定を義務付けられた計画)

67

◎流域下水道事業においては、これまでも積極的に省エネルギー機器の導入に努めてきましたが、温室効果ガス排出量の更なる削減を図り、地球温暖化対策を推進するため、必要な取組と削減目標を設定した三重県流域下水道地球温暖化対策計画を策定します。



[三重県地球温暖化対策総合計画と三重県流域下水道地球温暖化対策計画の関係図]

2 流域下水道事業から発生する温室効果ガスとその要因

■流域下水道事業から発生する温室効果ガス

エネルギー起源の温室効果ガス

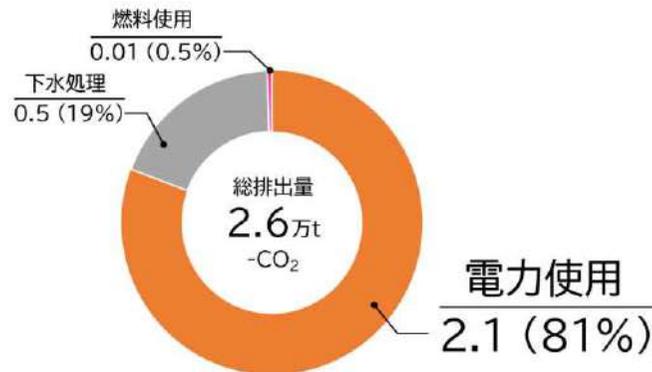
【二酸化炭素(CO₂)】

- ・ 電力使用: 設備の運転により消費される電力に伴う二酸化炭素
- ・ 燃料使用: 自家発電機の燃料から発生する二酸化炭素

非エネルギー起源の温室効果ガス

【メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)】

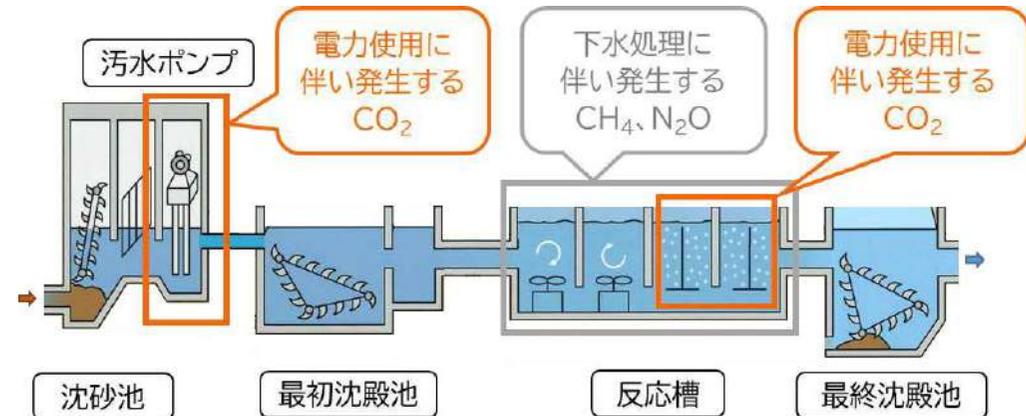
- ・ 下水処理: 下水処理の過程において発生するメタンや一酸化二窒素



【流域下水道事業の温室効果ガス排出内訳, 2013年度】

端数処理を四捨五入していることから、総数と内訳の合計は一致しません。

■下水処理場における主な温室効果ガス排出要因



◎エネルギー起源の温室効果ガス

- ・ 電力使用は、温室効果ガス排出量の削減取組の対象とします。
- ・ 燃料使用は、非常時の発電に用いることから、削減が困難のため、削減取組の対象外とします。

◎非エネルギー起源の温室効果ガス

- ・ 下水処理(メタンや一酸化二窒素)は、現在の技術や施設での削減が困難であるため、削減取組の対象外とします。

3 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

■ **基本方針** (県計画(事務・事業編)の基本方針を準用し、①から③の電力使用による取組を検討します。)

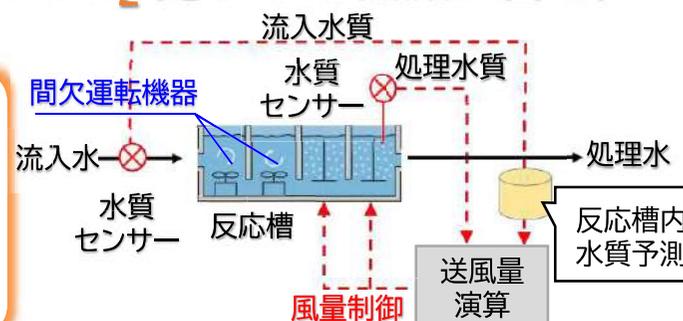
- ① エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(以下、「省エネ法」という。)に基づいて、効率的かつ効果的な**施設の運転管理**を行います。
- ② 省エネ法に基づき、省エネルギー性能を重視した**高効率機器等**を積極的に導入していきます。
- ③ **再生可能エネルギー**を下水処理場に率先して導入します。
- ④ 公用車のエコドライブを実践するとともに、ハイブリッド自動車や電気自動車の導入を進めます。
- ⑤ 職員が率先して職場や家庭、地域において環境配慮行動に取り組みます。

■ 主な削減取組

① [省エネ]運転方法の見直し 【削減目標値】 0.4万t-CO₂(②による削減に含む)

機器制御方法の見直し

- ・反応槽内の水質に基づく**风量制御**により電気使用量を削減
- ・反応槽内機器の**間欠運転**により電気使用量を削減



风量制御と間欠運転のイメージ図

②[省エネ]高効率機器等の導入 【削減目標値】 0.4万t-CO₂(①と同じ)

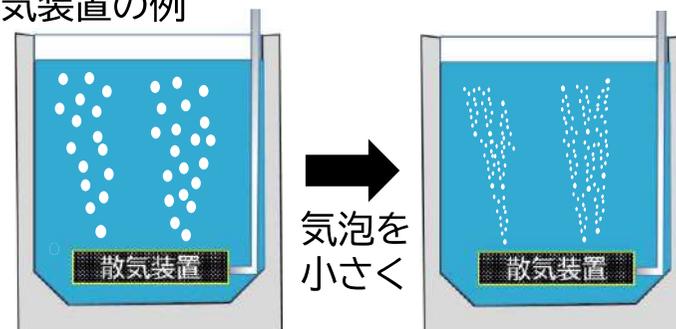
設備・機器の高効率化

- ・水処理施設及び汚泥処理施設等の設備更新時に高効率機器を導入

LED照明化

- ・管理棟、処理施設の照明をLED照明に更新

散気装置の例



従来
更新後
高効率化によって送風機の風量を抑え、
電力使用量を削減

③[再エネ]再生可能エネルギー施設の導入等 【削減目標値】 0.2万t-CO₂

太陽光発電施設の設置

- ・下水処理場内に自家消費型太陽光発電施設を設置

再生可能エネルギー電力の調達

- ・再生可能エネルギー電力への切り替えや、カーボンクレジットの活用等により更なる温室効果ガスの削減をめざす。

※調達については社会情勢を踏まえ検討



太陽光発電施設の設置、使用により
電力使用に伴うCO₂を削減

④、⑤については、県計画に基づき実施しますが、削減目標値には含めていません。

4 温室効果ガス排出量の削減目標

■ 電力使用に伴う温室効果ガス排出量の削減見込み

◎ 下水処理区域の拡大と水洗化率の増加に伴う流入水量の増加により、対策をしない場合は、2030年度の電力使用に伴う温室効果ガス排出量は2.4万tと想定しています。

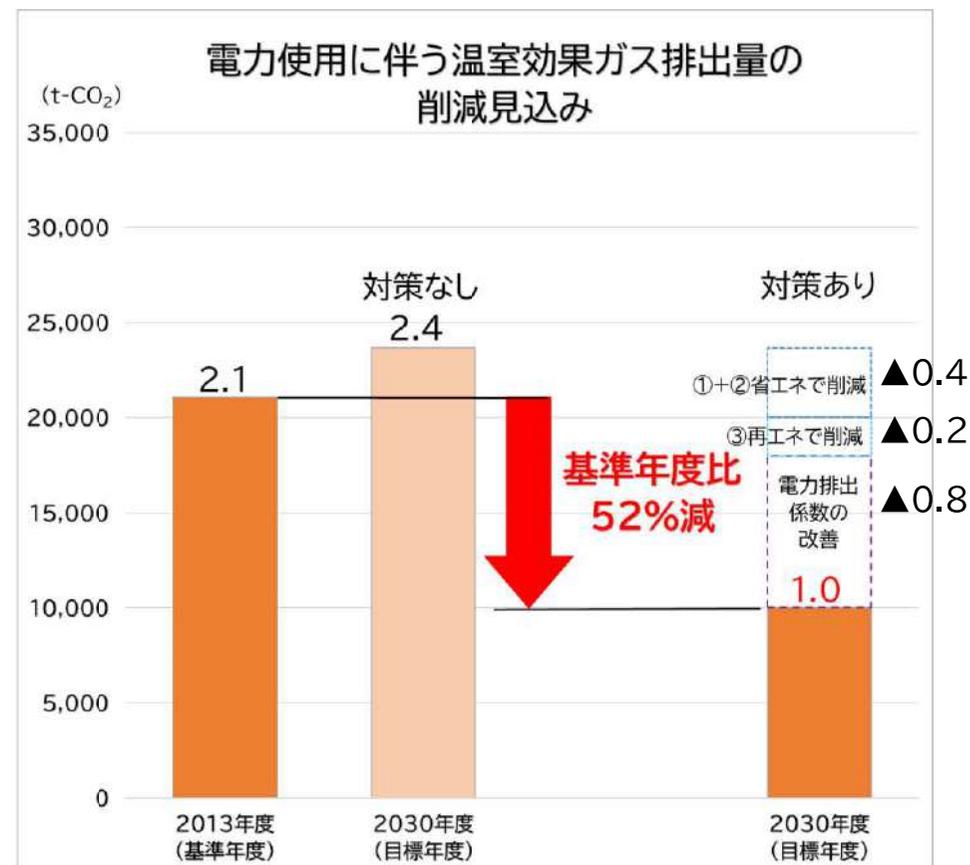


◎ 本計画の取組である省エネで0.4万t、再エネで0.2万tと、電力会社による電力排出係数※1の改善で0.8万t削減することにより、2030年度の電力使用に伴う温室効果ガス排出量1.0万tを達成し、削減率52%(2013年度比)をめざします。

※1 電力会社が1kWhの電気を発電するために排出するCO₂を指し、電力使用に伴うCO₂排出量の算出に使用します。

(参考) 流入水量の比較

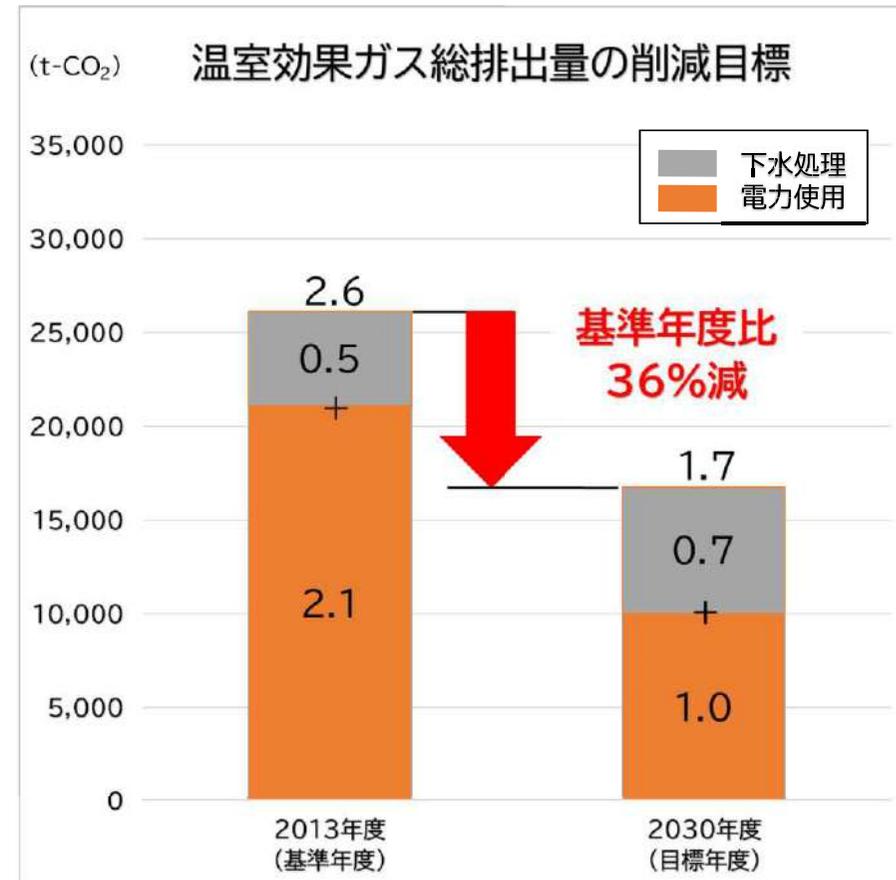
年度	2013年度 (基準年度)	2030年度(目標年度)	
		2030年度	2013年度比
流入水量(百万m ³)	70	95	1.4



年度	2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度・対策なし)	2030年度 (目標年度・対策あり)
排出量 (t-CO ₂)	21,000	23,700	10,000

■本計画の削減目標

前述のとおり、電力使用に伴う温室効果ガス排出量の削減率は52%(2013年度比)となりますが、流域下水道事業の総排出量※2は、流入水量の増加を見込んだ、削減の困難な下水処理に伴う温室効果ガス排出量を加算することから、2030年度の流域下水道事業の総排出量は1.7万t、削減率は36%(2013年度比)となります。



年度	2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)
①下水処理 (t-CO ₂)	5,000	6,800
②電力使用 (t-CO ₂)	21,100	10,000
総排出量①+② (t-CO ₂)	26,100	16,800

※2 総排出量には、燃料使用に伴う温室効果ガス排出量も含まれますが、ごくわずかのため、同じエネルギー起源である電力使用に含めて算出しています。

5 策定スケジュール



85

6 計画の進捗管理

本計画による取組を確実に進めるため、温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等については、「三重県流域下水道事業経営戦略」の進行管理において実施します。

また、社会情勢の変化や技術革新、関連計画等の変更に伴う必要な見直しを行うことにより、目標の達成をめざします。

(5)三重県流域下水道事業 経営戦略改定方針について

目次

1. 経営戦略の改定について
2. 現行の三重県流域下水道事業経営戦略について
3. 今後のスケジュール(案)
4. 現戦略の進捗状況と下水道事業を取り巻く社会情勢の
変化・課題
5. 改定方針(案)

1. 経営戦略の改定について

令和元年度に策定した「三重県流域下水道事業経営戦略」は、成果指標による進捗管理を行うとともに3年から5年ごとに内容を見直すこととしており、今回、中間年度(令和6年度)を経過するにあたり、これまでの取組の進捗状況を評価し、それに合わせ、県下水道事業を取り巻く社会情勢の変化をふまえた取組等の見直しを行い、実効性のある計画であり続けるよう、経営戦略を改定します。

2. 現行の三重県流域下水道事業経営戦略について

○策定の経緯

三重県流域下水道事業においては、新規建設投資の発生や施設・設備の更新需要の発生等、建設投資の増大が予想されること、主な収入は関連市町からの負担金や国から交付される補助金などに限られることから、不断の経営改善が求められていました。

また、総務省から下水道事業を含む公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう令和2年度までに経営戦略を策定することを要請されていました。

そこで、三重県流域下水道事業を将来的にわたって安定的に継続していくために、中長期的な経営の基本計画として策定しました。

○計画期間

令和2年度～令和11年度(10年間)

2. 現行の三重県流域下水道事業経営戦略について

○内容

第1章 策定の趣旨（戦略の目的や位置付け、期間など）

第2章 経営の基本（理念やビジョンなどの経営の基本的な事項）

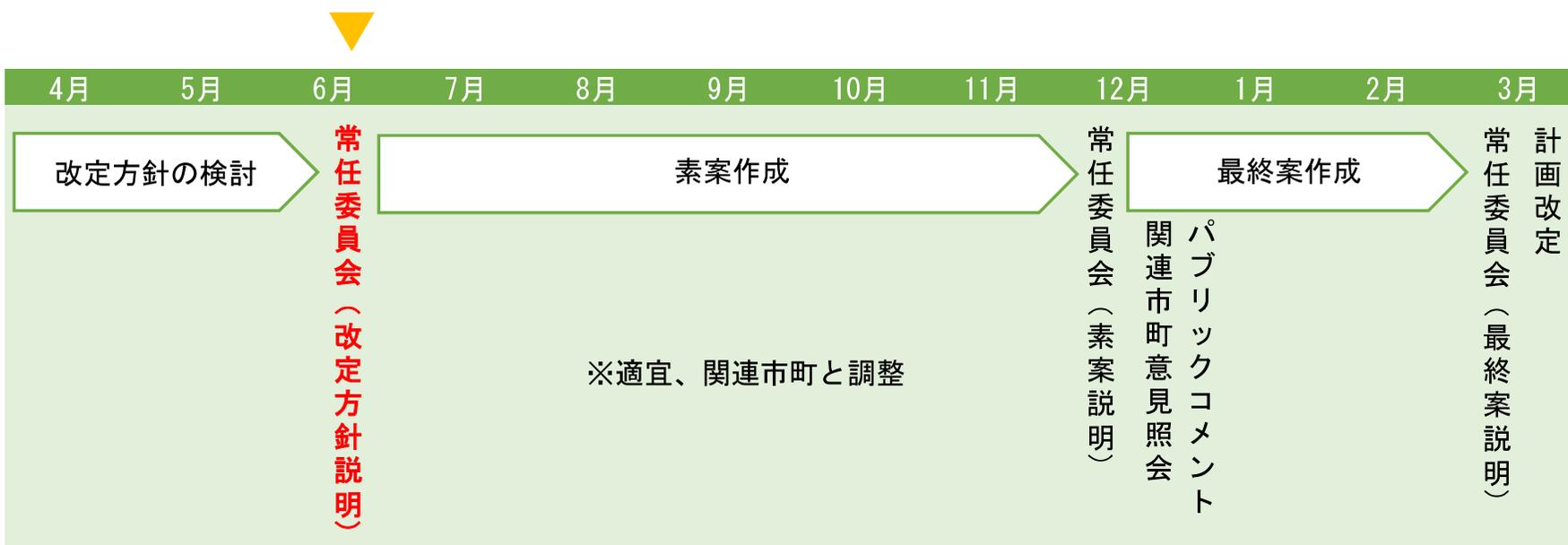
第3章 現状と課題（県下水道事業の概要や課題など）

第4章 今後の展開（経営目標、成果指標や投資・財政計画など）

※下水道処理人口の動向を考慮した流入予定水量をふまえ投資・財政計画を策定しています。

第5章 経営戦略の推進（進行管理）

3. 今後のスケジュール(案)



4. 現戦略の進捗状況と下水道事業を取り巻く社会情勢の変化・課題

(1) 現戦略の進捗状況

○成果指標の進捗状況

	経営目標	成果指標	進捗状況 (R5実績値/R5目標値)		R11 目標値
1	公共用水域の水質保全	目標放流水質の適合率	100%/100%	良好	100%
2	下水道施設の整備	幹線管渠の延伸距離(累計)	4.0km/4.5km	要検討	7.6km
3		処理場増設の進捗率	21.7%/47.8%	要検討	100%
4		設備の更新率	16.1%/20.4%	要検討	100%
5	健全な事業運営の持続	経常収支比率	101.2%/100%以上	良好	100%以上
6		企業債残高対事業規模比率	210.7%/224.4% (実績値が下回っていることが良好)	良好	190.7%

○年度目標未達成の理由

「下水道施設の整備」が目標を下回っている主な理由は、人件費・建設資材の高騰や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による建設資材不足に起因して工事期間が長くなる傾向にあり、**工事完成が目標年度の翌年以降にずれ込んだため**です。

○今後の見込み

「下水道施設の整備」のうち、「**2.幹線管渠の延伸距離**」及び「**3.処理場増設の進捗率**」については、工事の進捗状況から**令和6年度末時点の目標値を達成する見込み**です。

「**4.設備の更新率**」については、「**3.処理場増設の進捗率**」の工事との輻輳や処理場運用との調整に時間がかかっていることから**年度目標を下回る見込み**です。計画どおり更新できていない施設は、日常点検により状態を監視し、**異常がある場合は修繕等により対応**していきます。

○課題

人件費・物価状況、処理場運用をふまえた工事期間及び建設改良費を反映させた**投資計画に変更する必要があります**。

4. 現戦略の進捗状況と下水道事業を取り巻く社会情勢の変化・課題

(2) 社会情勢の変化

○安全・安心の確保

(変化)

令和6年能登半島地震による大規模な被害の発生や気候変動の影響による水害頻発化、激甚化がみられます。このような状況のなか、近い将来職員の減少による人員不足の恐れがあり、運営体制の脆弱化が懸念されます。

(課題)

地震や豪雨等の自然災害時にも、下水道の有すべき機能が維持できるように、下水道施設の耐震化とともに耐水化を推進する必要があります。さらに、運営体制の維持・強化についてウォーターPPP等の官民連携の活用やDXの推進による業務効率化を検討していく必要があります。



(R6能登半島地震による珠州市(石川県)下水道施設被災状況)

○温室効果ガス削減

(変化)

地球温暖化が進行していることから、政府や本県等で2050年までにカーボンニュートラルの実現をめざしています。

(課題)

県下水道事業において地球温暖化対策計画を策定し、計画的な温室効果ガス削減の取組の必要があります。

流域下水道温室効果ガス排出量削減目標(2030年度)
排出量:1.7万t
削減率:36%(2013年度比)



(豊川浄化センター(愛知県)太陽光発電施設)

○下水道汚泥の有効活用

(変化)

肥料原料の過度な輸入依存が続いているため、食料安定供給が懸念されています。国からは、下水汚泥の肥料化を求められています。

(課題)

県の下水道汚泥は、セメント資源利用を図っていますが、国の求める汚泥の肥料化を検討する場合は、農業者等の理解を深めていく必要があります。

流域下水道汚泥処分合計量
(令和5年度)
約5.7万t



(高島浄化センター(滋賀県)コンポスト化施設)

5. 改定方針(案)

①成果指標の見直し

社会情勢の変化に対応していくため、成果指標を見直します。

- ・社会情勢の変化(安全・安心の確保)をふまえ「地震対策」の強化を図るため、成果指標の「設備の更新率」を分割し、さらに「浸水対策」の強化を図るため、成果指標を追加します。
- ・社会情勢の変化(温室効果ガス削減)をふまえ「温暖化対策」の強化を図るため、成果指標を追加します。

②計画期間の見直し

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であることから、計画期間は10年以上とすることが基本のため、改定後の計画期間は、令和7年度から令和16年度の10年間とします。

③投資・財政計画の見直し

現戦略の成果指標の進捗状況、経営目標を達成するために必要な投資及び将来の下水道処理人口の動向や広域化・共同化の取組を考慮した流入予定水量をふまえ投資・財政計画を見直します。

それに伴い、成果指標の目標値を設定します。

①成果指標の見直し

経営目標	成果指標		
	現行	方向性	見直し(案)
公共用水域の水質保全	目標放流水質の適合率	継続	同左
下水道施設の整備	幹線管渠の延伸距離(累計)	継続	同左
	処理場増設の進捗率	継続	同左
	設備の更新率	分割	老朽化対策に関する指標(検討中)
			地震対策に関する指標(検討中)
	-	追加	浸水対策に関する指標(検討中)
-	追加	温暖化対策に関する指標(検討中)	
健全な事業運営の持続	経常収支比率	継続	同左
	企業債残高対事業規模比率	継続	同左

②計画期間の見直し

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現計画	策定	→														
改定計画						改定	→									

(6)木曾川水系連絡導水路事業について

目 次

1. 流域の概要・現状
2. これまでの経緯
3. 事業の目的及び計画内容
4. 三重県への効果
5. 木曾川水系連絡導水路事業に伴う負担割合および負担額
6. 事業費・工期の見直し
7. 事業費の変更内訳
8. 主な変更内容
9. 今後の予定

流域の概要・現状

木曾川・長良川・揖斐川は幹川流路延長516km、流域面積9,100km²の我が国有数の大川。
流域市町村には、約292万人の人々が生活しており、この地域の産業・経済・社会・文化の発展の基盤を築いてきた。



河口域 (左: 揖斐川・長良川、右: 木曾川)

木曾川・長良川・揖斐川の流域図



流域概要

項目	諸元	備考
流域面積	9,100km ² ※1	全国5位※1
	(木曾川: 5,275km ² ※1 長良川: 1,985km ² ※1 揖斐川: 1,840km ² ※1)	
幹川流路延長	木曾川: 229km ※1	木曾川本川は全国7位※1
	長良川: 166km ※1	
	揖斐川: 121km ※1	
流域内市町村人口	約292万人※2	岐阜県 19市19町1村 愛知県 6市1町 三重県 2市1町 長野県 3町3村 滋賀県 1市

これまでの経緯

- 平成20年3月 事業着手
- 平成21年5月 名古屋市長が導水路事業から撤退する方向で検討すると表明
- 平成22年9月 国土交通大臣から中部地方整備局と（独）水資源機構に対し、**導水路事業の妥当性の検証**が指示され、以降関係者による検証を開始（※現在も継続中）
- 平成23年4月 「第1回検討の場」が開催
- 令和5年2月 名古屋市が新用途についての提案を挙げ、建設容認の方針を示す
- 令和6年3月 検討の場（第8回幹事会）において検証による総合的な評価を行い、**対応方針の素案として現計画が最も有利**であるとし、**事業費の増額（890億円⇒2,270億円）**、**事業期間12年程度が提示**される
※会議結果は新聞等で報道あり
- 令和6年5月 「第2回検討の場」において、幹事会で示された**素案が了承**される
※会議結果は新聞等で報道あり

事業の目的及び計画内容

(1)事業の目的

木曾川水系連絡導水路事業は、**流水の正常な機能の維持及び水道用水及び工業用水の供給**を目的としている。

(2)計画内容

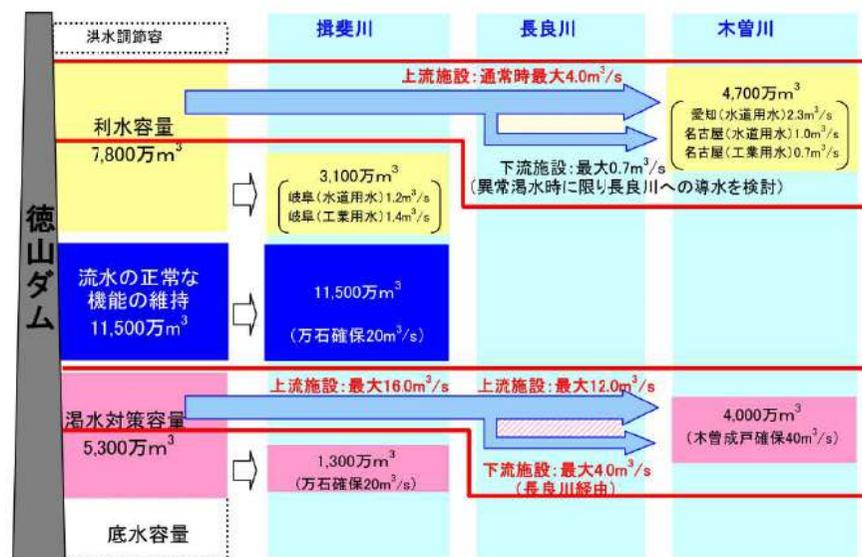
<流水の正常な機能の維持>

平成6年に発生したような異常渇水時において、徳山ダムに確保されている4,000万立法メートルの水を木曾川等に導水し、河川環境の改善のための流量を確保する。

<水道用水及び工業用水の供給>(三重県該当なし)

徳山ダムに確保されている愛知県の水道用水、名古屋市の水道用水、工業用水を導水する。

86



三重県への効果 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）

平成6年異常渇水時の被害状況

- ・木曾川の取水制限の実績 166日間
- ・三重県の被害
工業…操業短縮等により約150億円の被害が発生
農業等…農林水産物に約10億円の被害が発生

シジミへい死に関する状況



木曾川大堰付近(平成6年渇水時)

○平成6年の渇水では、木曾川下流部の流量減少によりシジミが斃死し、漁業被害が発生しました。

「(桑名漁業協同組合連合会によると)渇水のため、木曾川河口部で七割近くのシジミが死んでいる」、
「七月の水揚げ高は通常の二分の一ほどまでに落ち込んでいる」伊勢新聞 平成6年8月23日朝刊

出典:国土交通省資料



異常渇水時

河床が露出
(平成6年渇水時)

流水方向

平成6年渇水時(流量ほぼ0m³/s)



通常時

流水方向

通常時(流量約50m³/s)

出典:国土交通省資料

導水路整備
による効果

平成6年相当の異常渇水時に、**河川環境の保全のために必要な流量が確保されるとともに、取水制限日数が短縮**されます。

木曾川水系連絡導水路事業に伴う負担割合および負担額

●負担割合

用途別	国	三重県	岐阜県	愛知県	名古屋市
流水の正常な機能の維持 治水（65.5%）	45.9%	<u>1.5%</u>	3.3%	14.8%	—
利水（34.5%）	—	—	—	20.9%	13.6%
合計	45.9%	<u>1.5%</u>	3.3%	35.7%	13.6%

●負担額

	国	三重県	岐阜県	愛知県	名古屋市
現計画 （総事業費890億円）	409	13	29	318	121
変更計画 （総事業費2,270億円）	1,042	<u>34</u>	75	810	309
増減額	+633	<u>+21</u>	+46	+492	+188

億円

●費用対効果（計画変更後）

$$B / C = 1.3$$

事業費・事業期間の見直し

- 事業費については、**社会情勢の変化に伴う物価・労務費上昇や、消費税率の引上げ等の理由により、見直す必要が生じた。**
- 事業期間については、**働き方改革に基づく労働条件を考慮した適正な期間の確保等により、見直す必要が生じた。**

変 更 内 容

◆建設に要する費用の変更

約 8 9 0 億円 → 約 2, 2 7 0 億円 (約 1, 3 8 0 億円増)

(内訳)	I	社会的要因の変化等によるもの	約	9 0 8 億円
	II	現場条件の変更等によるもの	約	2 4 6 億円
	III	将来の不確実性への対応	約	2 0 0 億円
	IV	その他	約	2 6 億円

◆事業期間の変更

**働き方改革に基づく労働条件を考慮した適正な期間の確保等
10年 → 12年程度 (2年程度延伸)**

事業費の変更内訳

●事業費については、社会的要因の変化等やダム検証前に把握できた現場条件の変更等に加え、ダム検証前に得られた環境・地質調査及び概略設計等の情報を踏まえた、将来の設計変更及び変動要因も最大限計上して点検した結果、以下の項目を事業費に反映。

- I 社会的要因の変化等によるもの
- II 現場条件の変更等によるもの(ダム検証前に把握できたものに限る)
- III 将来の不確実性への対応
- IV その他

点検結果の反映事項	増減	反映内容
<u>I 社会的要因の変化等によるもの</u>	+908億円	物価変動(平成18年度単価から令和6年度単価):+761億円 消費税率変更(令和元年10月以降の消費税率10%):+77億円 建設業の働き方改革の適用:+70億円
<u>II 現場条件の変更等によるもの</u> (ダム検証前に把握できたものに限る)	+246億円	
①地下水対策	+19億円	施工時の地下水対策のトンネル工法の変更及び既設井戸補償の追加:+19億円
②地山等級の変更	+16億円	地山等級の変更によるトンネル支保パターンの変更:+16億円
③騒音対策	+ 9億円	騒音対策(住家に近接するトンネル施工ヤード坑口部の防音対策)の追加:+9億円
④湧水対策	+28億円	湧水対策(トンネル施工時の断層交差部の湧水対策)の追加:+28億円
⑤重金属対策	+64億円	重金属対策(トンネル掘削に伴い発生する自然由来の重金属対策)の追加:+64億円
⑥今後の調査等により、設計変更の可能性 がある未確定要因への対応	+111億円	地山補強(トンネル施工時の地山の補強)の追加:+111億円
III 将来の不確実性への対応	+200億円	現時点で見込んでいる事項(II-④)以外の将来の変動要因への対応 リスク対策費:+200億円(残事業費の10%)
IV その他	+26億円	ダム検証期間(平成22年度～令和5年度)に実施した必要最小限の調査等:+26億円
合 計	+1,380億円	

主な変更内容（社会的要因の変化）

公共工事関連単価等の変動による増 約761億円

- 木曾川水系連絡の総事業費約890億円は、平成18年度単価に基づき算出されていることから、平成18年度から令和6年度までの単価上昇を事業費に計上した。
- 平成18年度単価を100とすると、令和6年度は労務単価平均が171.3、資材単価平均が164.6と大幅に上昇。

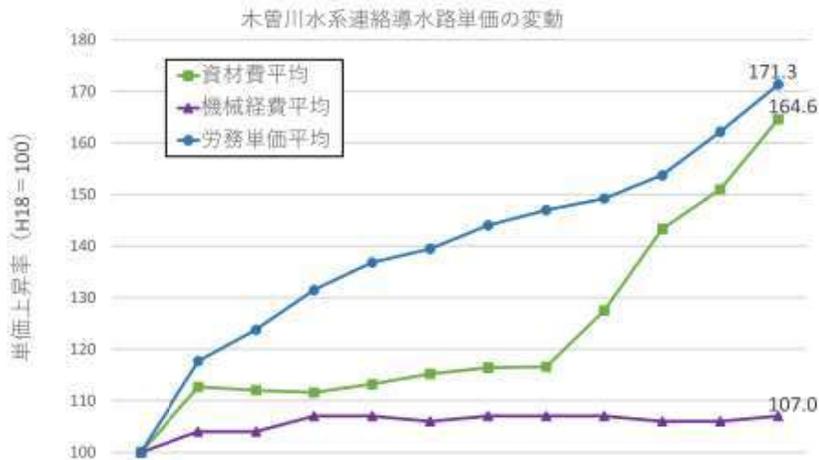
消費税率の引き上げによる増 約77億円

- ダム検証以降、平成26年4月、令和元年10月に消費税率の引き上げられたことから、消費税率引き上げ分(5%)を事業費に計上した。

消費税率の変遷



年度別単価上昇率



	H18年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
労務単価	100	117.7	123.8	131.5	136.8	139.5	144.0	147.0	149.2	153.7	162.2	171.3
資材費	100	112.7	112	111.6	113.2	115.2	116.4	116.6	127.5	143.3	151	164.6
機械経費	100	104.0	104.0	107.0	107.0	106.0	107.0	107.0	107.0	106.0	106.0	107.0

出典

- ・労務単価：岐阜県建設労務単価のうち関係職種25職種の平均
- ・資材費：建設物価調査会「建設資材物価指数(接続指数表)」都市別・中分類別指数(月次) 名古屋(建設総合)
- ・機械経費：建設機械等損料表のうち主要機械37機種の供用日損料の平均

働き方改革に伴う事業費増 約70億円

- 平成30年7月に公布された働き方改革関連法を踏まえ、建設業の働き方改革を推進する観点から、週休2日工事の実施に伴う増額を事業費に計上した。

今後の予定

- 令和6年5～6月 学識経験者、関係住民からの意見聴取
- 令和6年6～7月 地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取
- 令和6年7月末 事業評価監視委員会での審議（ダム検証終了）



(7) 予防保全型インフラ老朽化対策の推進について

予防保全型インフラ老朽化対策の推進

道路施設の老朽化

1. 三重県が管理する道路施設
2. 老朽化する道路施設
3. メンテナンスサイクルの確立
4. 点検要領等の策定
5. 三重県が管理する道路施設の点検結果と修繕状況

持続可能なインフラメンテナンス

1. メンテナンスサイクルにおける課題
2. 維持管理・更新費用を抑制
3. メンテナンスの生産性を向上
4. メンテナンスサイクルを構築

道路の基本的な役割

人・地域をつなぐ ～ネットワークの機能～

道路は人や地域を相互につなぎ、日常生活や観光等の人の移動と生活物資や農林水産品、工業製品等のモノの輸送を支えます。



新宮紀宝道路

広域的な移動を支える道路



国道311号

日常的な移動を支える道路

地域・まちを創る ～空間の機能～

道路は、地域・まちの骨格をつくり、環境・景観を形成し、日々の暮らしや経済活動等を支える環境を創出します。



津駅周辺道路空間における賑わいの社会実験

賑わいの場としての道路



ライフラインの収容場所としての道路

三重県内の道路の構成と基本的な機能

高速自動車国道 (約1%)
224.9km

伊勢湾岸自動車道、東名阪自動車道、東海環状自動車道、伊勢自動車道、新名神高速道路、紀勢自動車道

直轄国道 (約2%)
410.3km

(国道1号、23号、25号、42号、258号)

県管理国道 (約3%)
797.5km

(国道163号、165号 ほか18路線)

県道 (約10%)
(主要地方道、一般県道) 2,650.8km

(主要地方道 68路線、一般県道237路線)

市町道 (約84%)
21,532.0km

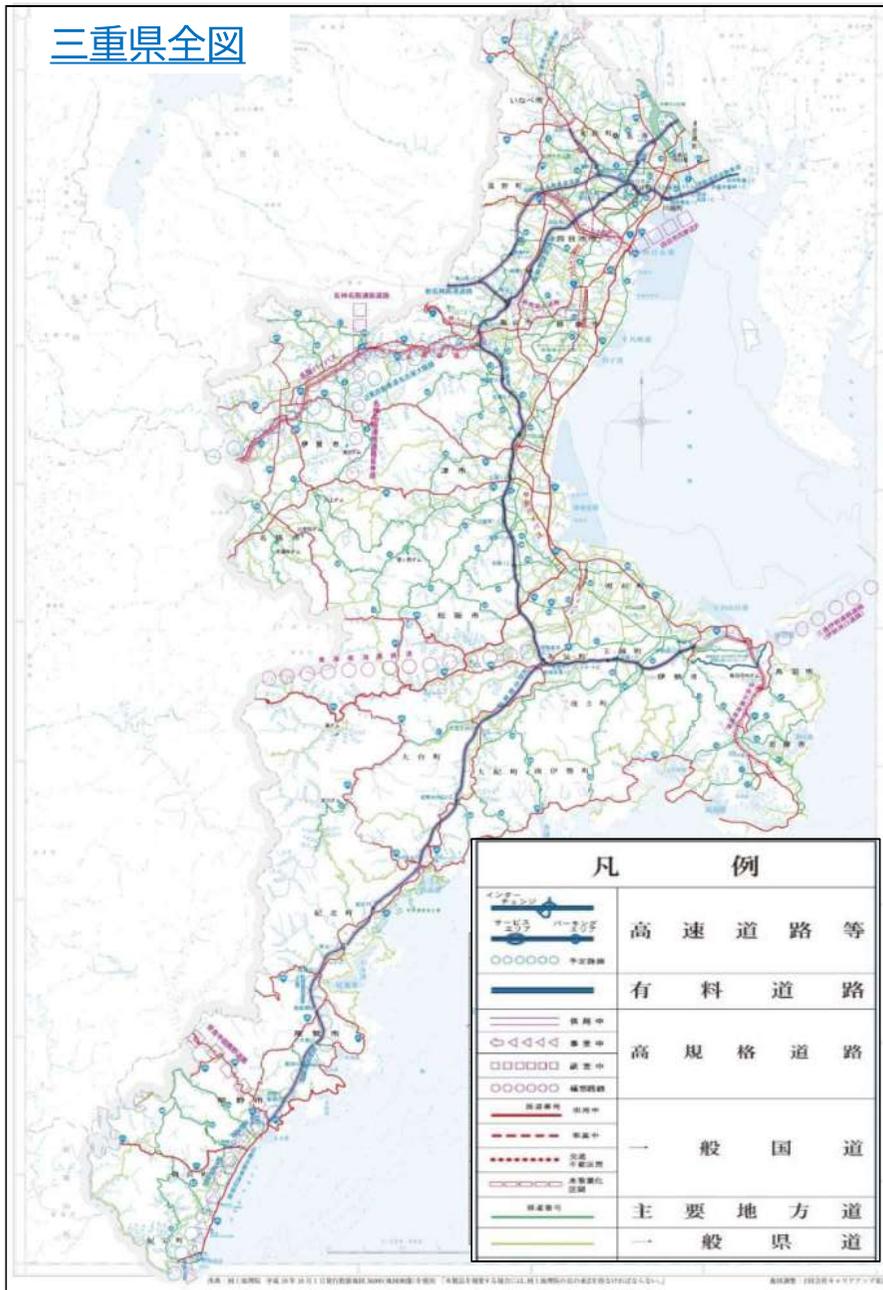
計 25,615.5km

令和5年4月1日現在

県土の発展・成長を支える
防災・減災
安全・安心
活力ある豊かな生活の創生

道路インフラの現状

三重県全図



県が管理する道路延長

令和5年4月1日現在

種 別	路線数	延 長
国 道	20	797.5km
主要地方道	68	1100.2km
一般県道	237	1550.5km
合 計	325	3448.2km

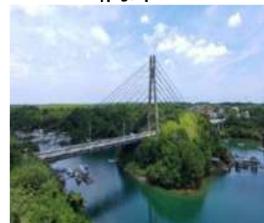


主な道路施設

令和6年4月1日現在

橋梁	トンネル	道路附属物			
		横断歩道橋	シェッド	大型カルバート	門型標識
4,194橋	128本	105橋	22基	45基	20基

橋梁



トンネル



横断歩道橋



シェッド



大型カルバート



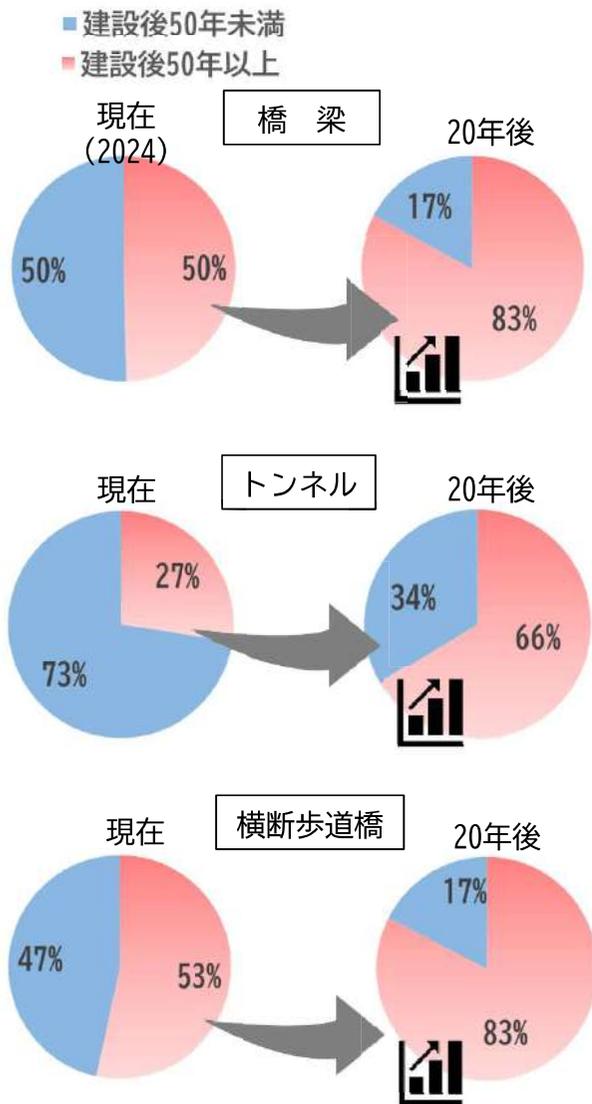
門型標識



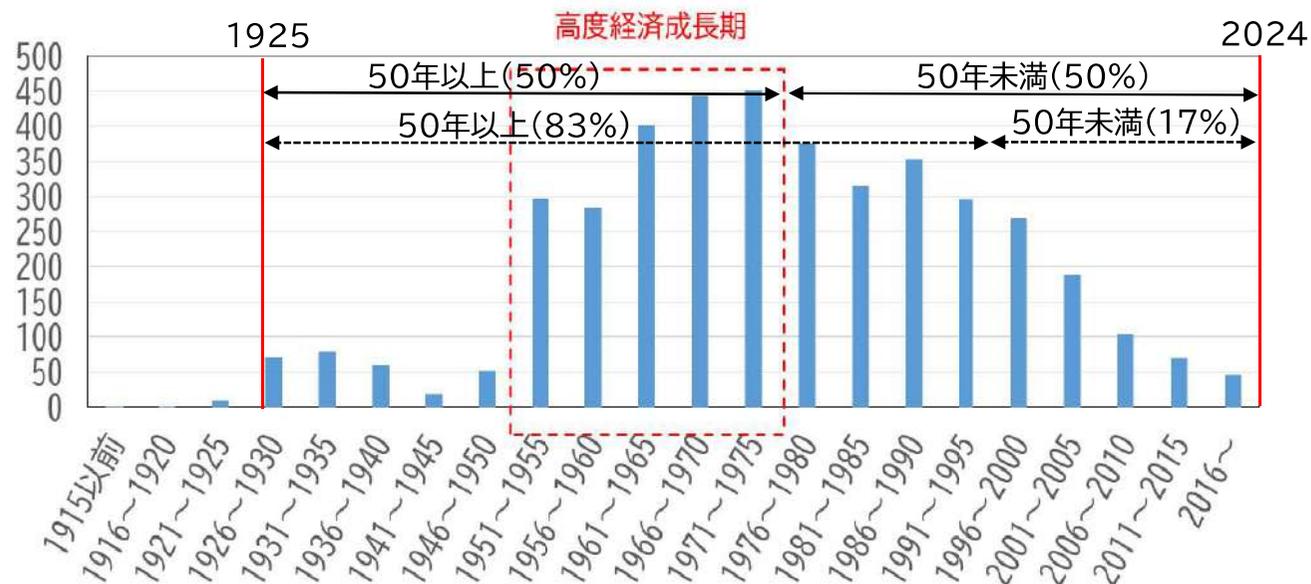
道路インフラの老朽化状況

管理する施設の多くが高度経済成長期に建設されており、今後、急速に老朽化が進む見込み

建設後50年を経過する割合



建設年次の分布 (橋梁)



重大な損傷事例

麻生の浦大橋2号橋 (一般県道鳥羽阿児線)



令和元年点検 → Ⅲ判定



法定点検の体系

今後、道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、**点検→診断→措置→記録**という**メンテナンスサイクルを確立**するため**具体的な点検頻度や方法を法令**で定めることが必要とされ、**省令・告示**されました

道路法

H25.9月施行

道路法

第四十二条 第3項

前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための**点検に関する基準**を含むものでなければならない

政令

H25.9月施行

道路法施行規則

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

点検は、知識及び技能を有する者が**近接目視**により、**五年に一回の頻度**で行うことを基本とする

省令・告示

H26.7月施行

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

トンネル等の**健全性の診断結果**については、次の表に掲げるトンネル等の**状態に応じ**、**次の表に掲げる区分に分類**

	区 分	状 態
I	健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

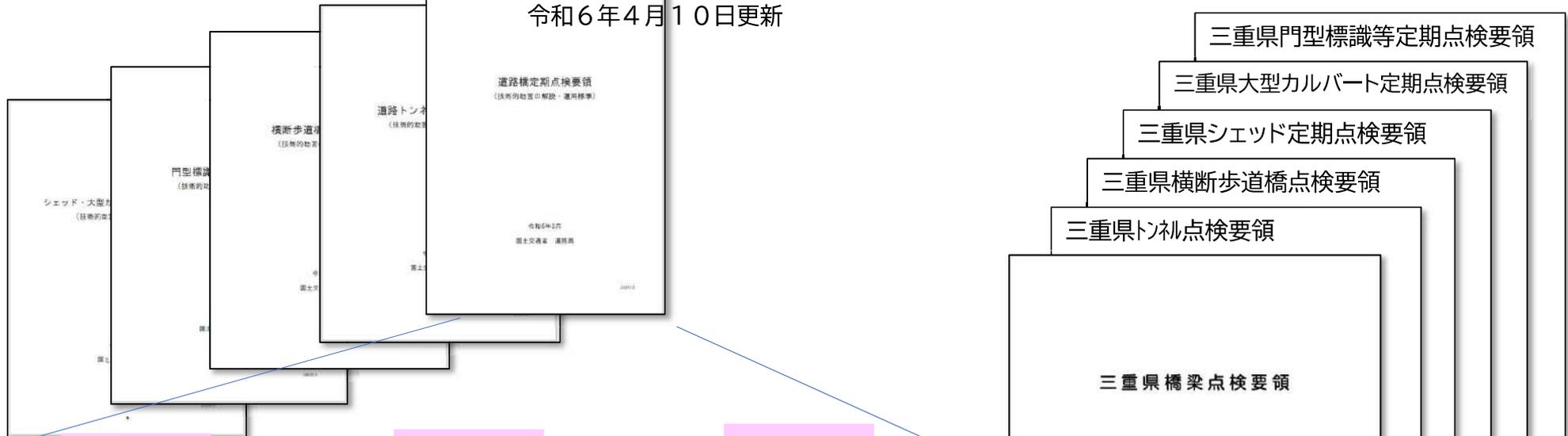
定期点検の技術的助言（定期点検要領）

構造物の特性に応じ点検を行った際、施設の**健全性の診断**を行い、**その結果を統一的な区分に分類**するため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等をまとめたもの

令和6年4月10日更新

県の点検要領

国からの点検要領の通知を受け、県においても点検要領を策定



111

例 判定Ⅱ

コンクリート部材の種類	ひびわれ	5/9
判定区分Ⅱ	構造部材の種類に支障が生じていないが、劣化現象の観点から修理を要することが考えられる状態。 (劣化現象あり)	
	劣化現象で修繕に要するひびわれが認められるが、修繕する必要性が低いと見られる場合 ・比尺の通り渡し部が認められない ・水の浸入や凍害により内部腐蝕が懸念される可能性が低いと見られる状態・状況	
備考	劣化現象が認められ、修繕による劣化の抑制が期待される場合には、修繕ひびわれとして修繕する必要がある。 劣化現象が認められ、修繕による劣化の抑制が期待される場合には、修繕ひびわれとして修繕する必要がある。 劣化現象が認められ、修繕による劣化の抑制が期待される場合には、修繕ひびわれとして修繕する必要がある。	

例 判定Ⅲ

コンクリート部材の種類	ひびわれ	4/9
判定区分Ⅲ	構造部材の種類に支障が生じている可能性があるが、早期に修理を要するべき状態。 (劣化現象あり)	
	劣化現象で修繕に要するひびわれがあり、早期に修理を要する可能性があるが、修繕する必要性が低いと見られる場合 ・比尺の通り渡し部が認められない ・水の浸入や凍害により内部腐蝕が懸念される可能性が低いと見られる状態・状況	
備考	劣化現象が認められ、修繕による劣化の抑制が期待される場合には、修繕ひびわれとして修繕する必要がある。 劣化現象が認められ、修繕による劣化の抑制が期待される場合には、修繕ひびわれとして修繕する必要がある。 劣化現象が認められ、修繕による劣化の抑制が期待される場合には、修繕ひびわれとして修繕する必要がある。	

例 判定Ⅳ

コンクリート部材の種類	ひびわれ	6/9
判定区分Ⅳ	構造部材の種類に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、早期に修理を要するべき状態。 (劣化現象あり)	
	劣化現象で修繕に要するひびわれが認められるが、修繕する必要性が低いと見られる場合 ・比尺の通り渡し部が認められない ・水の浸入や凍害により内部腐蝕が懸念される可能性が低いと見られる状態・状況	
備考	劣化現象が認められ、修繕による劣化の抑制が期待される場合には、修繕ひびわれとして修繕する必要がある。 劣化現象が認められ、修繕による劣化の抑制が期待される場合には、修繕ひびわれとして修繕する必要がある。 劣化現象が認められ、修繕による劣化の抑制が期待される場合には、修繕ひびわれとして修繕する必要がある。	

三重県 橋梁点検要領

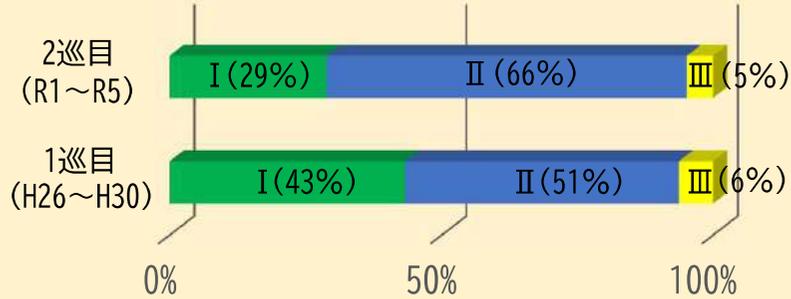
令和5年3月

三重県

定期点検結果

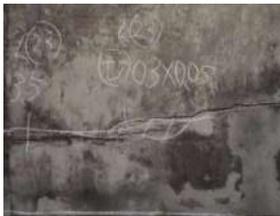
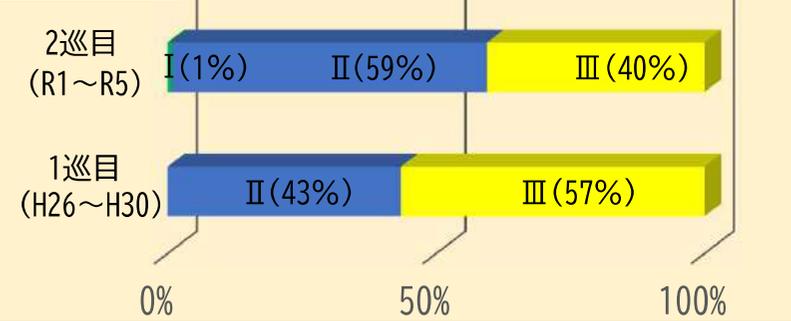
点検要領に基づき実施した2巡目 (R1~R5) の点検が完了
健全度Ⅳと判定された施設はなし

【橋梁】



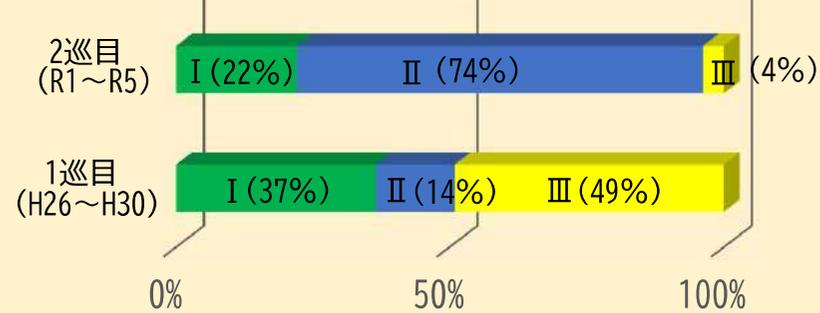
橋梁
Ⅲ判定

【トンネル】



トンネル
Ⅲ判定

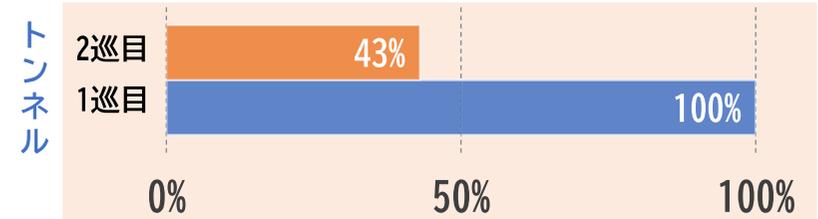
【横断歩道橋】



横断歩道橋
Ⅲ判定

修繕完了率

1巡目 (H26~H30) 点検におけるⅢ判定施設の修繕がほぼ完了



シェッド
再塗装



大型カルバート
ひびわれ補修

※三重県管理の施設では健全性区分がⅣと判定された施設はなし

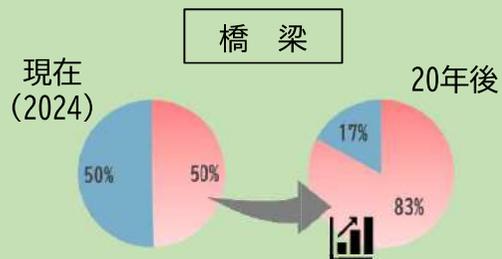
インフラ長寿命化の取組

今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれるなか、老朽化が進行する道路施設に対応するため道路メンテナンス事業補助制度を活用するなど**維持管理・更新費を確保しつつ、持続可能な予防保全型のメンテナンスサイクルへの転換**に向け、**実効性のある長寿命化修繕計画の策定及び新技術等の活用促進**を図る必要がある

持続可能な道路インフラメンテナンスの実現に向けて

将来にかかる維持管理・更新費を抑制する

今後、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に増加することを踏まえ、予防保全型メンテへの転換により、将来にかかる維持管理・更新費用を抑制していく必要



- ・ 将来の維持管理費、更新費用の推計
- ・ 予防保全への転換に向けた対応
- ・ 施設の集約と再編

メンテナンスの生産性を向上する

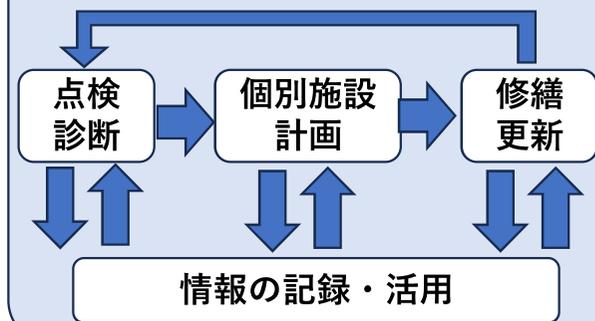
多くの道路インフラを管理するためメンテナンスに携わる**人的資源が不足**、メンテナンスの生産性向上を図る必要



- ・ デジタル化や新技術の活用
- ・ 多様な主体と連携した維持管理体制の確保

メンテナンスサイクルを構築する

インフラの維持管理・更新を図るため、個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの構築が重要

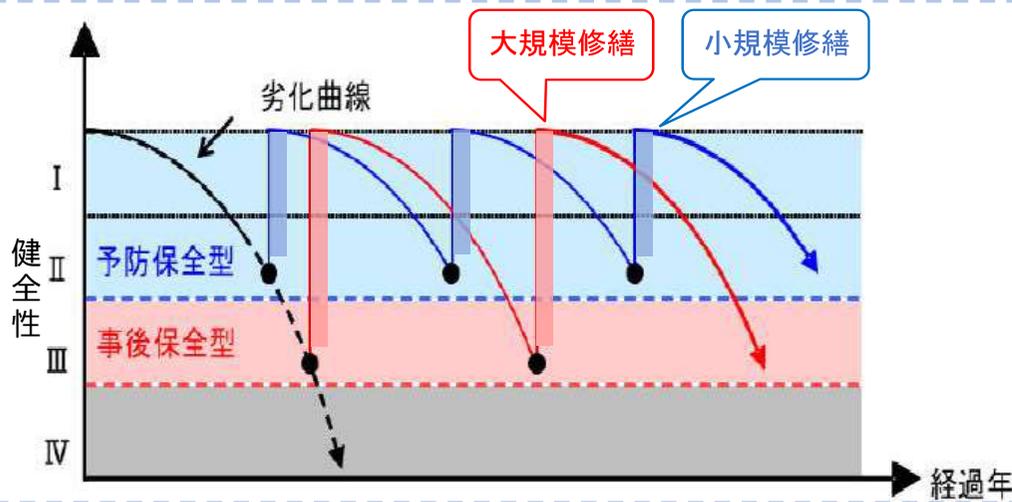


- ・ 個別施設計画の策定
- ・ 個別施設計画の見える化の取組
- ・ 各施設の点検要領の改定

維持管理・更新費用の抑制

今後の施設の老朽化割合の加速度的な進行を踏まえ、将来にかかる維持管理・更新費用を可能な限り抑制していくため、「予防保全」への転換の早急な実現が必要であり、事後保全型から**予防保全型メンテナンスへ転換した場合、今後30年間に要する維持管理費が約3割削減できる見込み**

メンテナンスサイクル



早期補修の事例

予防保全段階



防錆処置（損傷少）

事後保全段階



部材交換（損傷大）



再塗装（損傷少）



当て板補修（損傷大）



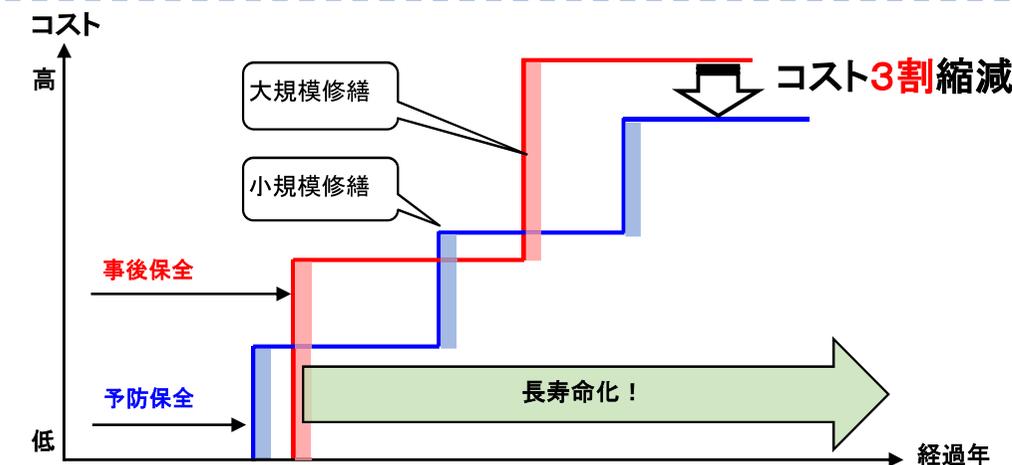
防水措置（損傷少）



断面修復（損傷大）



維持管理費の推移



点検における新技術の活用

点検時の県民生活への影響を最小限とし、人口減少、少子高齢化といった社会環境が大きく変化する中、限られた予算・人材で適切なメンテナンスを実施するため、インフラメンテナンスにかかる生産性の向上をめざす

道路トンネルの変状写真を撮影する技術

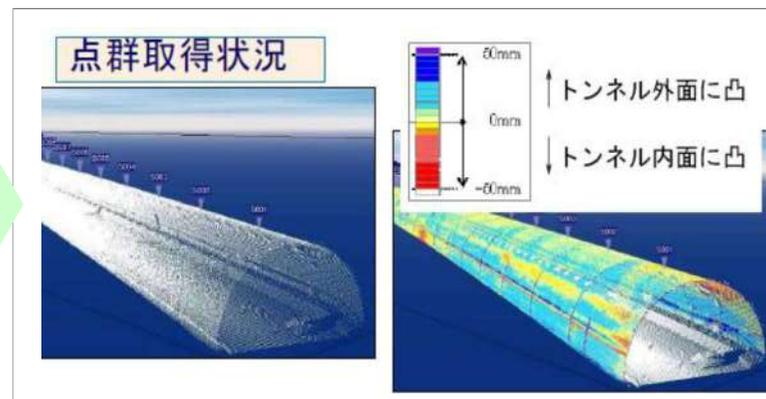
従来点検



新技術



トンネル解析イメージ



次回点検に活用でき効率化となる

橋梁の損傷写真を撮影する技術

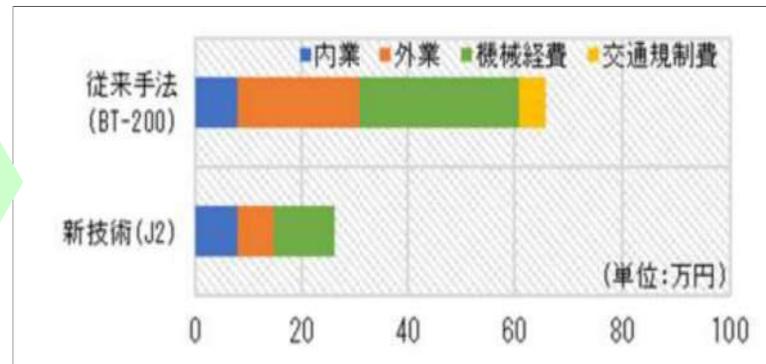
従来点検



新技術



従来の点検車両による点検とドローンによる点検のコスト比較



点検コストが半減以下となり、
点検に関わる人員を大幅に減少となる

点検体制1班あたり、
人員5名(点検者2名、点検車両オペレーター1名、
交通誘導員2名)
車両3台(点検者移動用、点検車両、交通誘導員移動用)

点検体制1班あたり、
人員1名(点検者)
車両1台(点検者移動用)

多様な主体と連携した維持管理体制

メンテナンスに関する課題や情報を共有し、**効果的な老朽化対策の推進**をおこないつつ、積極的に講習会や研修及び意見交換等の機会を活用し、**専門的知識を有する職員の育成**をめざす

「三重県道路インフラメンテナンス協議会」

職員を対象に講習会等の開催

高度な技術を要する施設の現場点検及び意見交換を実施



令和5年度
三重県道路インフラメンテナンス協議会

体制

- ・国土交通省中部地方整備局
(直轄事務所, 中部道路メンテナンスセンター)
- ・三重県
- ・中日本高速道路株式会社名古屋支社
- ・県内29市町

役割

- ・道路インフラの維持管理等に係る意見調整、情報共有に関すること
- ・道路インフラの点検、修繕計画等の把握、調整、発注支援に関すること
- ・道路インフラの損傷事例や技術基準等の共有に関すること



最新の補修工法を見学



VR技術を活用した模擬点検



橋梁点検講習



DIYによる補修体験



実務者意見交換会

目的

- ・職員の技術力向上のため
- ・点検に必要な知識を取得するため
- ・応急対応力等を取得するため
- ・次世代育成のため



県内でかつて経験のない道路施設の
損傷事例

令和6年4月19日実施



学識者を交えての意見交換

体制

- ・大学教授
- ・国交省中部地方整備局道路部道路構造保全官
- ・中部道路メンテナンスセンター
- ・三重県

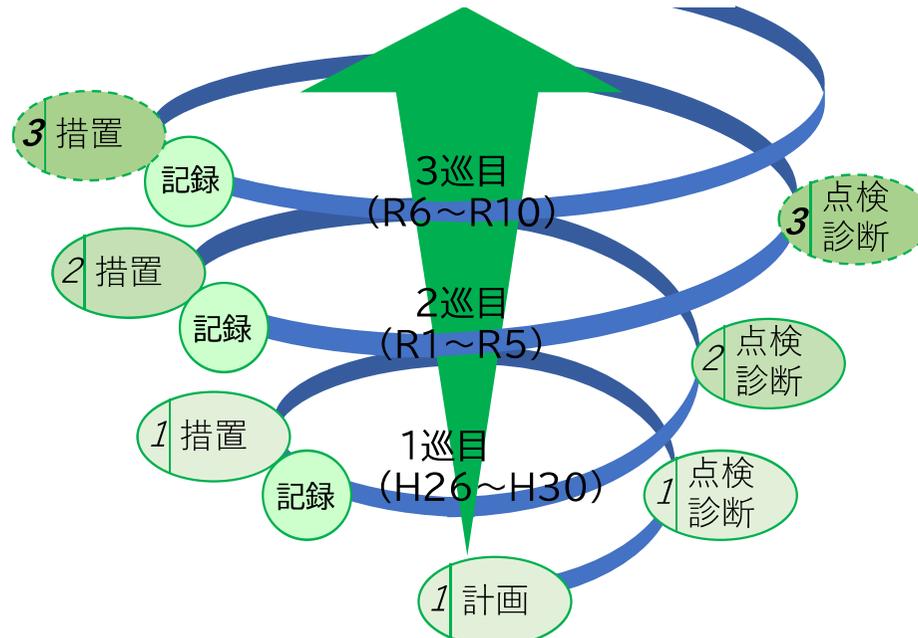
内容

- ・損傷原因について
- ・応急及び恒久復旧について

道路管理の更なる最適化と メンテナンスサイクルの効率化

措置 速やかな措置の実施

対策前
支承Ⅲ判定
部材交換
対策後
健全性回復



点検診断 効率的な点検の実施

従前
点検者による近接目視点検
効率化
ドローンによる点検

記録 データ蓄積による知見のシェア化

データベース化

計画 実効性のある長寿命化計画の策定

三重県 橋梁長寿命化修繕計画

点検毎にLCCを算出
↓
修繕年次計画等を
随時更新

橋梁長寿命化修繕計画 (R6.3)

橋梁名	路線名	架設年度	橋長	幅員	所在地	最新点検年度	最新点検結果
無名橋 5	国道306号	1975	4.0	11.5	いなべ市	R1	I
無名橋 6	国道306号	1975	3.0	10.5	いなべ市	R1	I
宇賀川小橋	国道306号	1977	14.4	10.8	いなべ市	R1	II

修繕計画						
計画年度					対策内容	概算事業費 (百万円)
R5	R6	R7	R8	R9		
○	○				本体・附属物補修工	50
○	○				本体補修工	5
○					本体補修工	130
	○	○	○	○	本体補修工	30

道路機能を支えるインフラを健全に保つため、持続可能なインフラメンテナンスの実現をめざす

(8) 審議会等の審議状況 (令和6年2月19日～令和6年6月2日)

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	令和6年3月25日
3 委員	会長 浅野 純一郎 委員 中平 恭之 他17名
4 諮問事項	1 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (伊賀市内 産業廃棄物処理施設) 2 四日市都市計画区域区分の変更 3 桑名都市計画道路の変更
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	